

# 令和4年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和5年（2023年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員会 委員長より .....	1
---------------------------	---

第1章 相談活動状況 .....	4
------------------	---

1 相談件数推移 .....	4
----------------	---

2 相談件数について .....	7
------------------	---

3 相談の所要時間等 .....	13
------------------	----

4 相談へのきっかけ .....	15
------------------	----

5 委員による活動について .....	16
---------------------	----

6 相談事例 .....	20
--------------	----

第2章 広報・啓発活動 .....	25
-------------------	----

1 広報・啓発活動一覧 .....	25
-------------------	----

2 配布物 .....	26
-------------	----

3 活動報告会 .....	39
---------------	----

4 啓発活動 .....	40
--------------	----

(おわりに)

子どもの権利サポート委員、相談員より .....	41
--------------------------	----

<参 考 資 料>◆子どもの権利サポート委員会の制度◆ .....	47
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯 .....	47
---------------------------	----

II 子どもの権利サポート委員会とは .....	49
--------------------------	----

III 子どもの権利サポート委員会条例 .....	53
---------------------------	----

## はじめに

こども：曾我さん、こんにちは。

委員：宝塚さん、久しぶりですね。中学校生活は、その後どうですか？

こども：う～ん、まあまあかな。

委員：まあ、座って。今日はどうしたのですか？

こども：ちょっと教えてほしいことがあって。今年の4月から、国に、こども家庭庁ができたけど、どんな組織なの？

委員：おお、関心が高いんですね。こども家庭庁は、国が設置する行政機関の一つですが、「こどもまんなか」の理念のもとで、あらゆるところで、切れ目なく、こどもや若者の支援が実践されるよう働きかける組織です。こども家庭庁が旗振り役になって、こどもに関してよいと思われる取組みを、どんどんやっていくことが期待されています。

こども：今年の4月から、こども基本法ができたと聞いたけど、どんな法律なの？

委員：こども基本法は、こどもに関する取組みを実践する上での、基本的な理念や考え方を定めた法律です。

こども：どんな理念や考え方が書かれているの？

委員：日本国憲法や、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、こどもに関する施策（＝取組み）を実践していくことをうたっています。また、こどもたちが、自立した個人として健やかに成長し、その権利の擁護がはかられ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるように、社会全体で、こどものためにいろいろな施策をきちんと実行していこうということも書かれています。

さらに、6つの基本理念が明示されています。こども家庭庁のホームページから引用します。

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども：こども基本法ができた背景にはどんな事情があるの？

委員：NHK ニュースからですが、日本では、今、少子化が確実に進んでいます。こどもの数が以前に比べ、どんどん減っているのです（2022年11月10日付報道）。平成22年度には、児童虐待の相談件数も、こども自殺の件数も、

過去最多を更新しました（同年9月9日付、2023年3月1日付報道）。他方で、不登校の小中学生の数も、平成22年度に過去最多になったとのことです（2022年10月27日付報道）。このような情報を見ると、おとなたちが、その責任で、子どもたちのために、やらなければならないことがたくさんあるのではないかと思います。このような社会的な背景があって、子ども基本法ができあがりました。

子ども：子ども基本法に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とあるけど、児童の権利に関する条約って何なの？

委員：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

日本ユニセフ協会では、この条約に関する4つの原則を明らかにしています。

- ① 命を守られ成長できること
- ② 子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 差別のないこと

子ども：子ども基本法の特徴は何？

委員：2つあります。

1つ目は、子どもの定義です。子どもとは、「心身の発達の過程にある者」としています（子ども基本法2条）。

2022年4月から18歳が成年（成人）になりました。これとの関係で言うと、18歳になって以降も、切れ目なく、サポートし続けることを基本姿勢として打ち出していることになります。18歳で突然支援が切れないように、その後も、たとえば、就職支援などに繋げていくことが国や行政の責務であるということになります。

2つ目は、子ども施策を策定し、実施し、評価する各場面において、子どもの意見が反映されるようにしましょうということです（子ども基本法11条）。これは、児童の権利に関する条約が、子どもに関するあらゆる場面で、子どもの意見や声が聴かれ、子ども参画が図られなければならないとしていること（条約12条）を踏まえたものです。

子どものための取組みをしていくのですから、子どもの意見や声を聴くのは当たり前ですよね。国や行政は、子どもの声をきちんと聴いていくための具体的な取組みをしていかなければなりません。

子ども：子ども基本法によって何が変わるの？

委員：児童の権利に関する条約が採択されたのは、実は30年以上前になります。残念ながら、この30年で、子どもをまんやかに置いて、子どもの意見や声を聴きながら、子どものための取組みが行われてきたとは言えません。これまで、子どもは、支援の対象であり、おとなたちが支援して「あげる」存在として扱われてきたように思います。これは、児童の権利に関する条約の理念が、残念ながら日本社会に根付かなかったということの意味するように思います。

こどもに関する法律は、児童福祉法、児童虐待防止法、学校教育法、少年法、いじめ防止対策推進法、障がい者差別解消法など実にたくさん存在します。でも、こどもを中心に据えるという基本原則が徹底されてきたとは言えません。

こども基本法は、こどもを中心に据えるという基本原則を明示した法律ですから、この法律によって、この基本原則が、日本社会に根付くことが期待されます。

こども：宝塚市子どもの権利サポート委員会は、こども基本法を受けて、どうしていくの？

委員：私たちは、こども基本法ができる前から、児童の権利に関する条約の精神のとおって活動してきました。ですから、今後も、こどもの権利に根差し、これを中心に据えた活動を実践し続けることになります。

もっとも、こども基本法ができたことで、私たちとしては、地域に向けて、より一層「こどもの権利」を浸透する活動を強化していかなければならないと決意を新たにしました。

なので、「こどもの権利」の広報活動に力を入れて行きたいです。

こども：ふーん、ありがとう。また、聞きたいことがあったら、来るね。

委員：いつでも、どうぞ。

2023年6月12日

宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員長

曾我智史



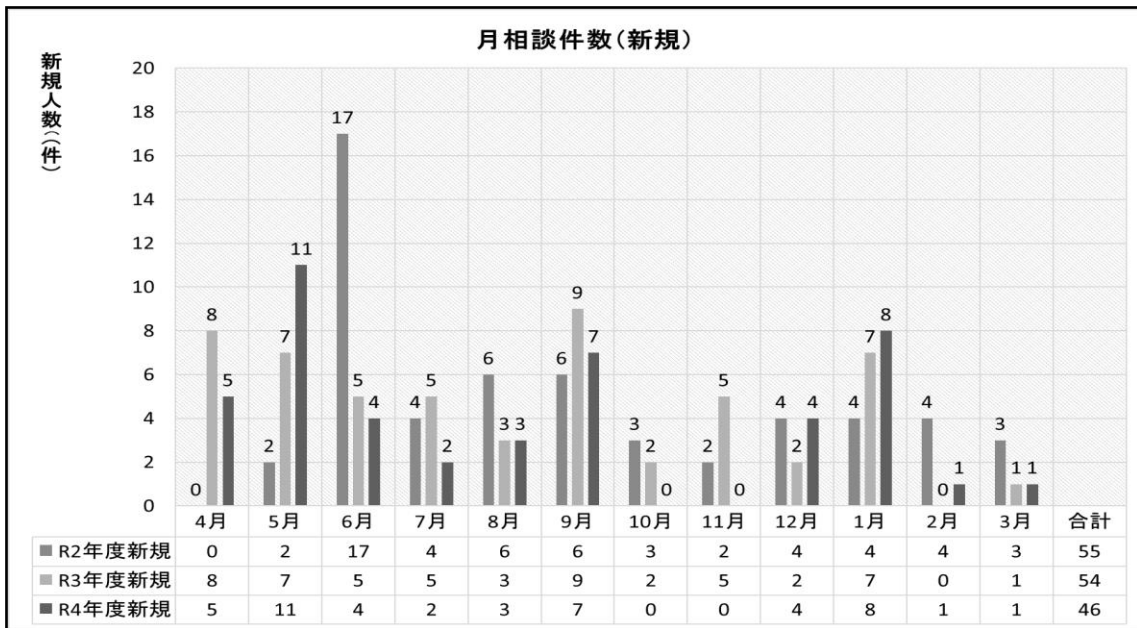
# 第1章 相談活動状況

## 1 相談件数推移

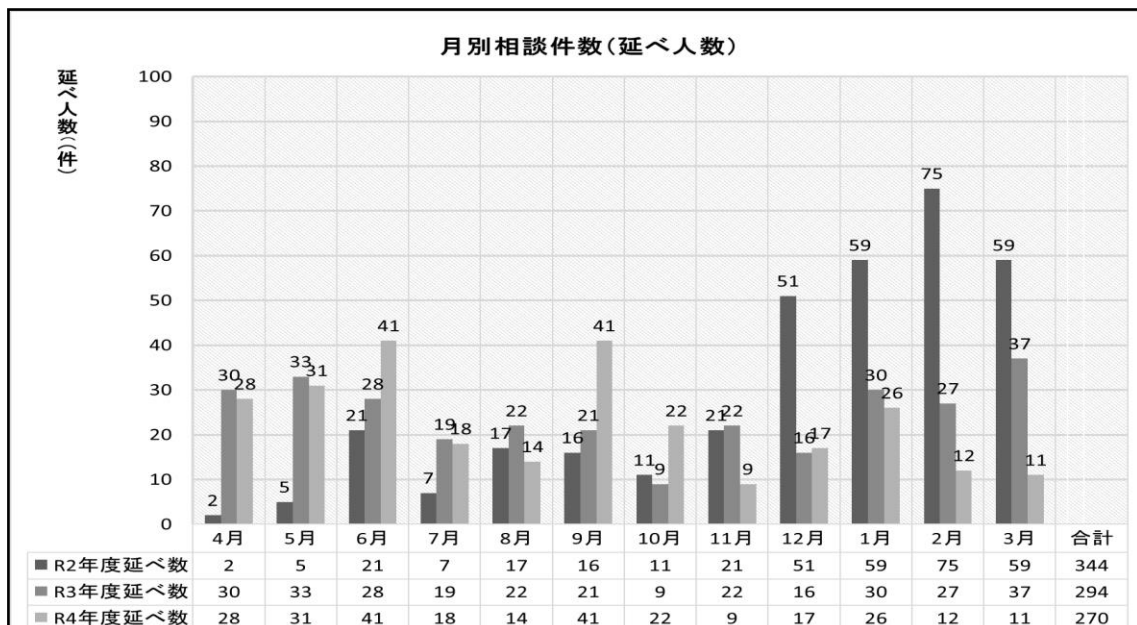
### ■ 3ヶ年比較（令和2年度～令和4年度）

子どもの権利サポート委員会設置から8年半経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。直近3ヶ年の相談件数は以下のとおりの傾向となりました。

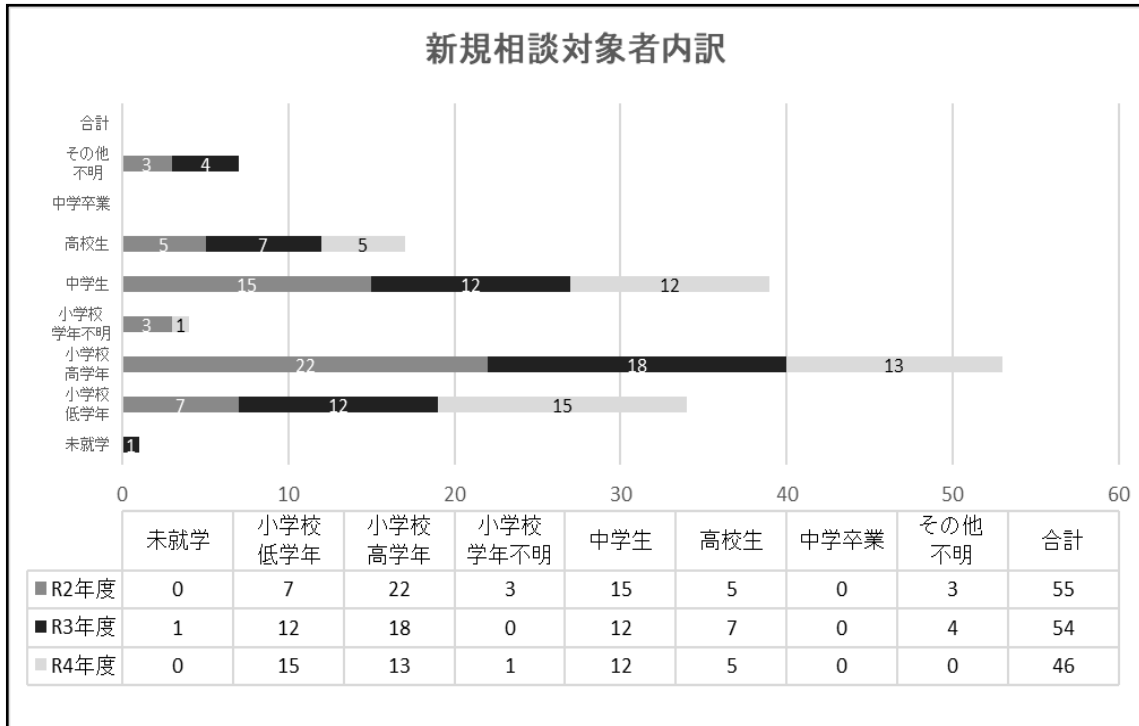
【月別相談件数（新規）（令和2年度～令和4年度）】



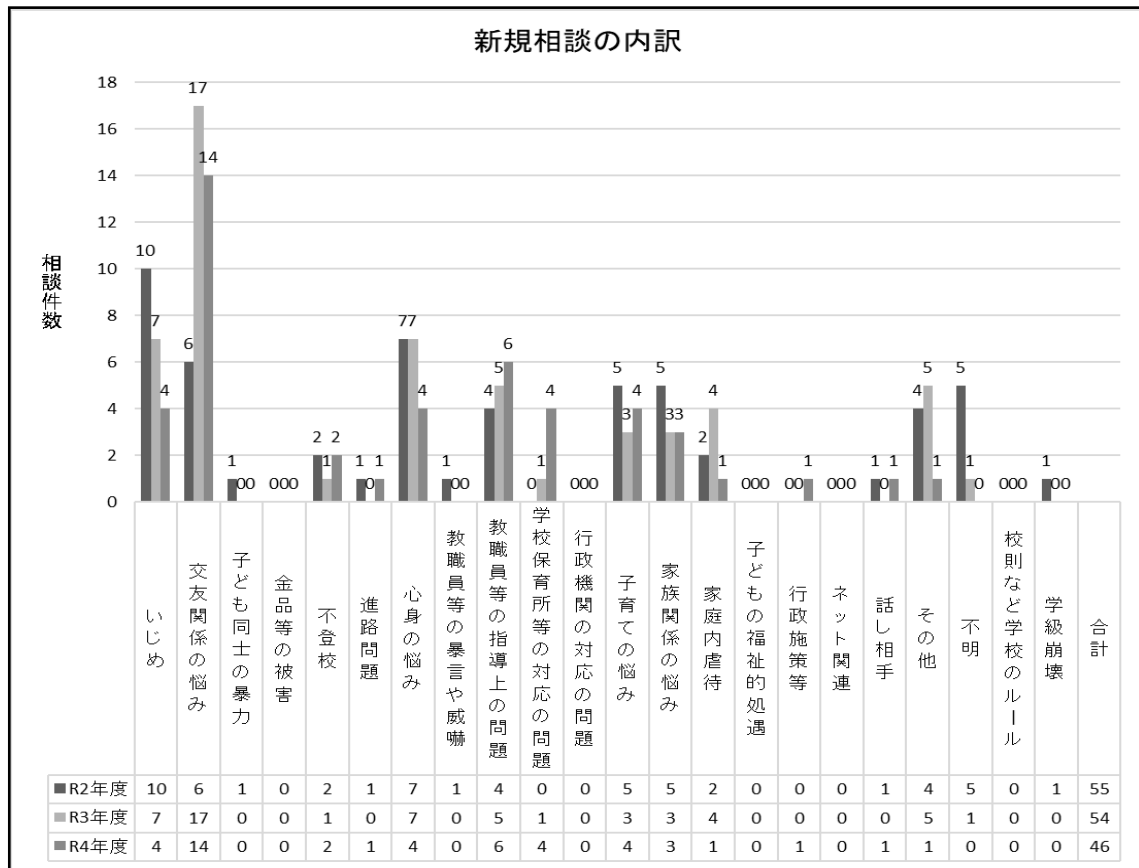
【月別相談件数（延べ人数）（令和2年度～令和4年度）】



【新規相談対象者の内訳（令和2年度～令和4年度）】



【新規相談の内訳（令和2年度～令和4年度）】



【相談件数 推移】

平成 26 年度(11 月)	新規相談件数 27 件 延べ相談件数 122 件
平成 27 年度	新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件 延べ相談件数 386 件
平成 28 年度	新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件 延べ相談件数 386 件
平成 29 年度	新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件 延べ相談件数 547 件
平成 30 年度	新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件 延べ相談件数 663 件
令和元年度	新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件 延べ相談件数 292 件
令和 2 年度	新規相談件数 55 件、前年度よりの継続案件数 9 件 延べ相談件数 344 件
令和 3 年度	新規相談件数 54 件、前年度よりの継続案件数 7 件 延べ相談件数 294 件
令和 4 年度	新規相談件数 46 件、前年度よりの継続案件数 5 件 延べ相談件数 270 件

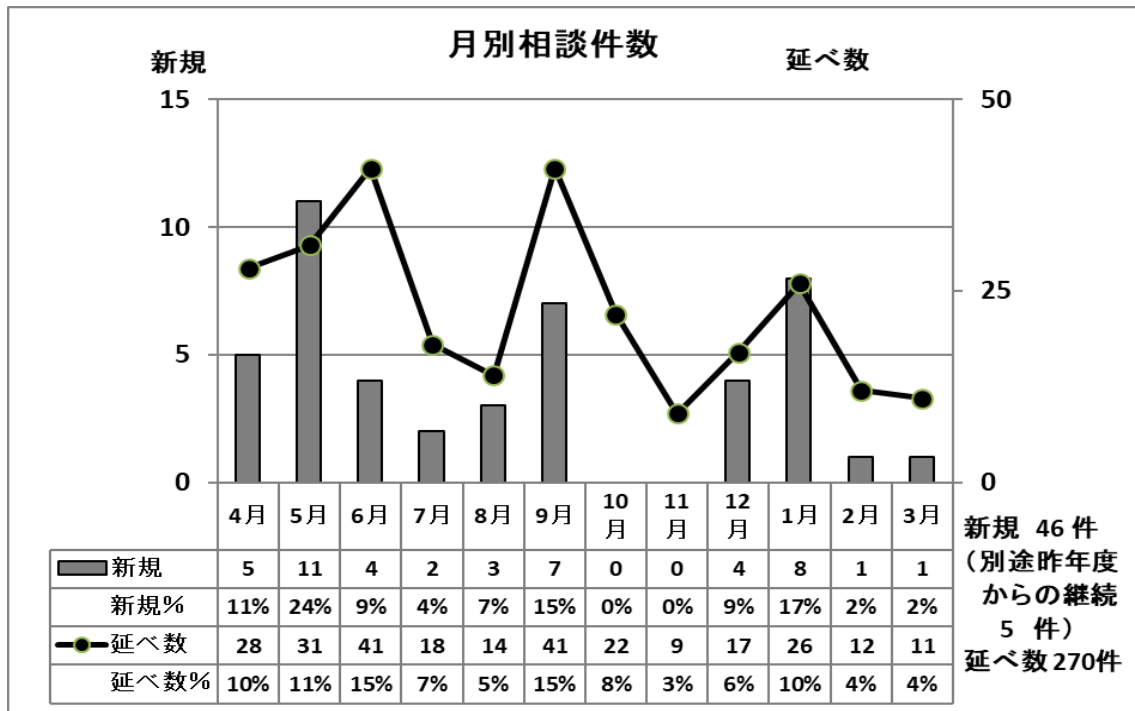


## 2 相談件数について

### (1) 月別相談件数

令和4年度の月別相談は、新規相談として5月に11件（24%）、次いで1月に8件（17%）の相談を受けています。

【令和4年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1案件のうち、初回相談は新規、1案件で3回の相談があった場合は延べ数を3回と数えます。

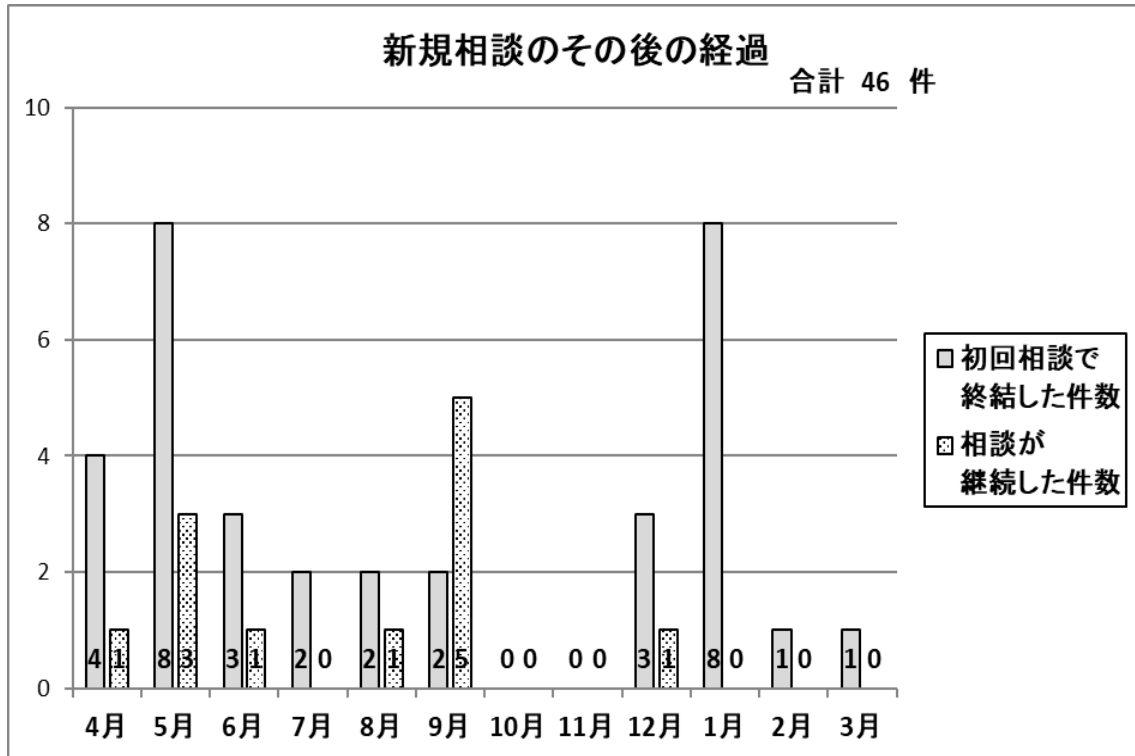
※前年度からの継続案件が5件ありました。

## (2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が46件中34件と73.9%を占めています。

【令和4年度・新規相談のその後の経過状況】

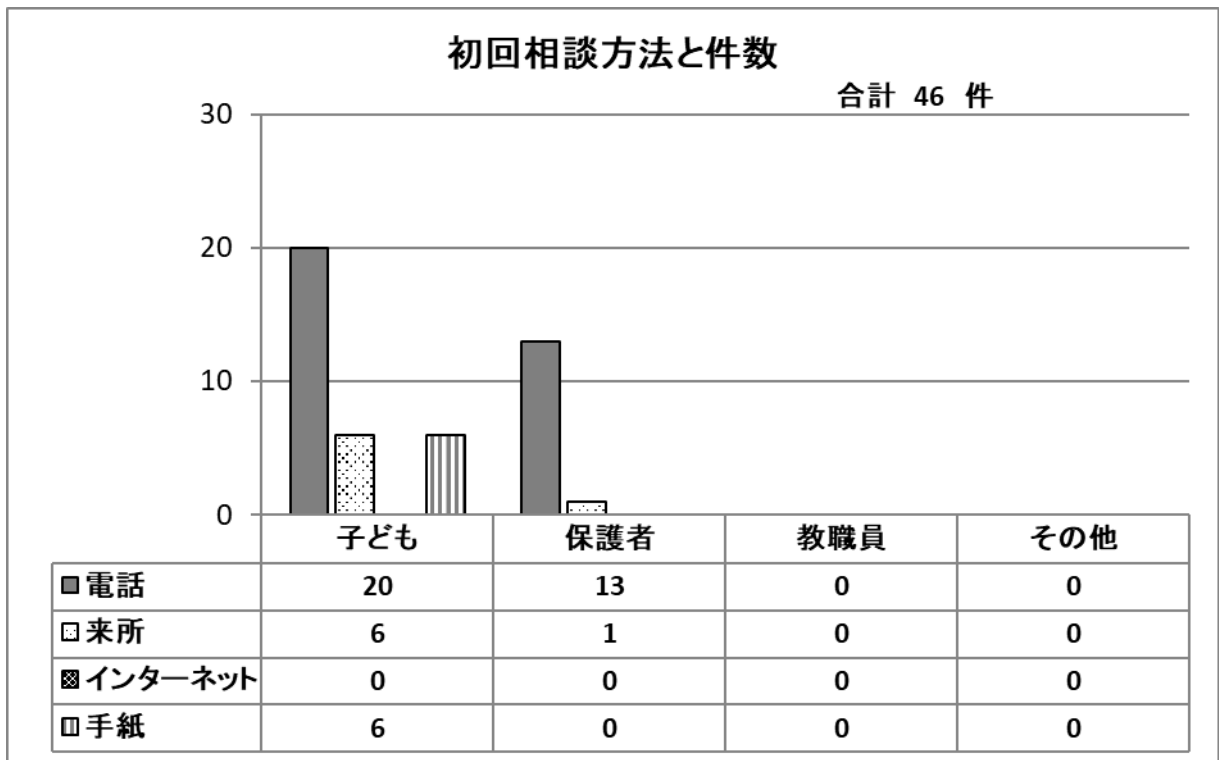


### (3) 初回相談方法と件数

新規相談件数 46 件のうち、子どもからの相談が 32 件（69%）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 20 件、次いで、来所相談と手紙による相談が 6 件ずつありました。

保護者からの相談は 14 件あり、電話相談が 13 件、来所相談が 1 件でした。

【令和 4 年度・初回相談の相談者と相談方法】

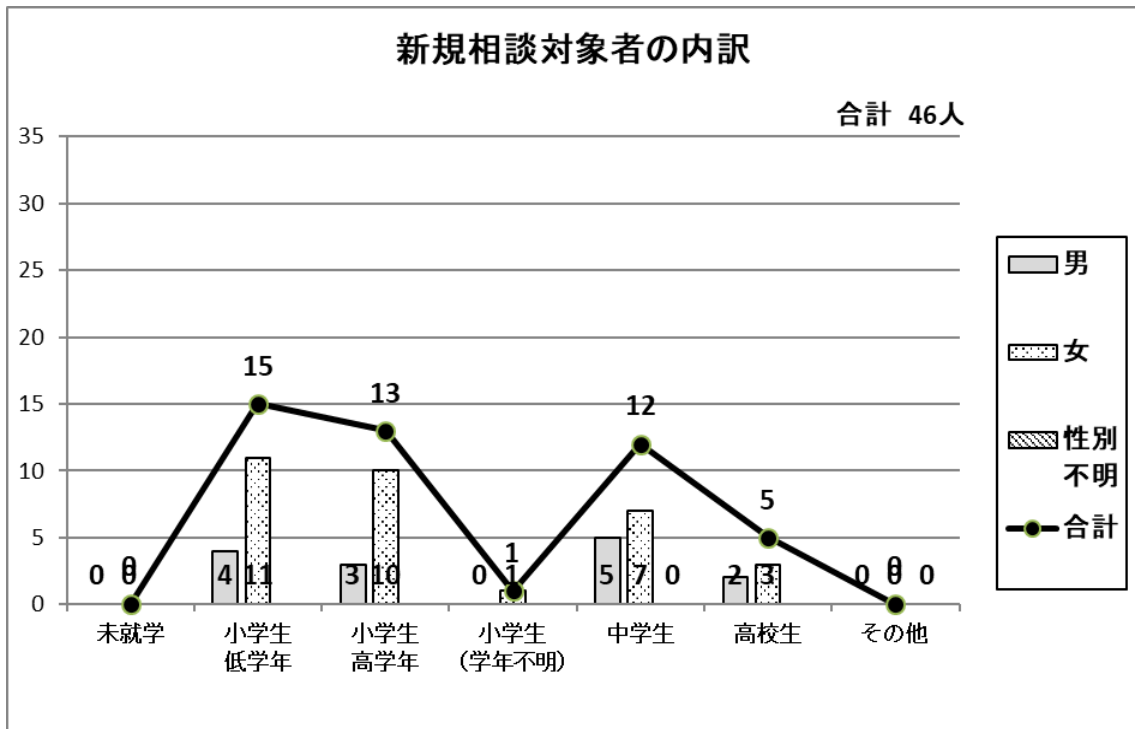


※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としています。

#### (4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 46 件のうち、小学校低学年が一番多く 15 件、次いで、小学校高学年 13 件、中学生 12 件と続きました。

【令和 4 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】

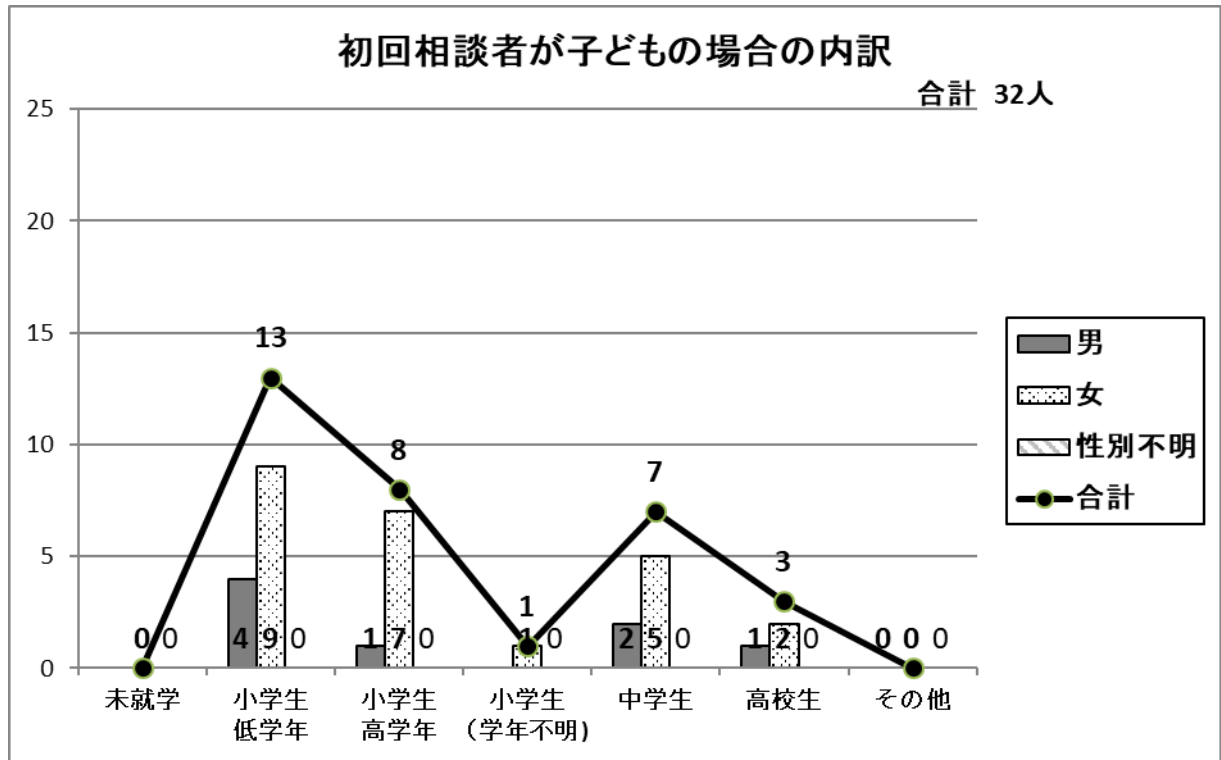


※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもたちから直接相談があった件数は 32 件あり、小学校低学年からの相談が一番多く 13 件ありました。続いて小学校高学年 8 件となっています。男女別でみると、女の子からの相談が多い傾向でした。

【令和 4 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



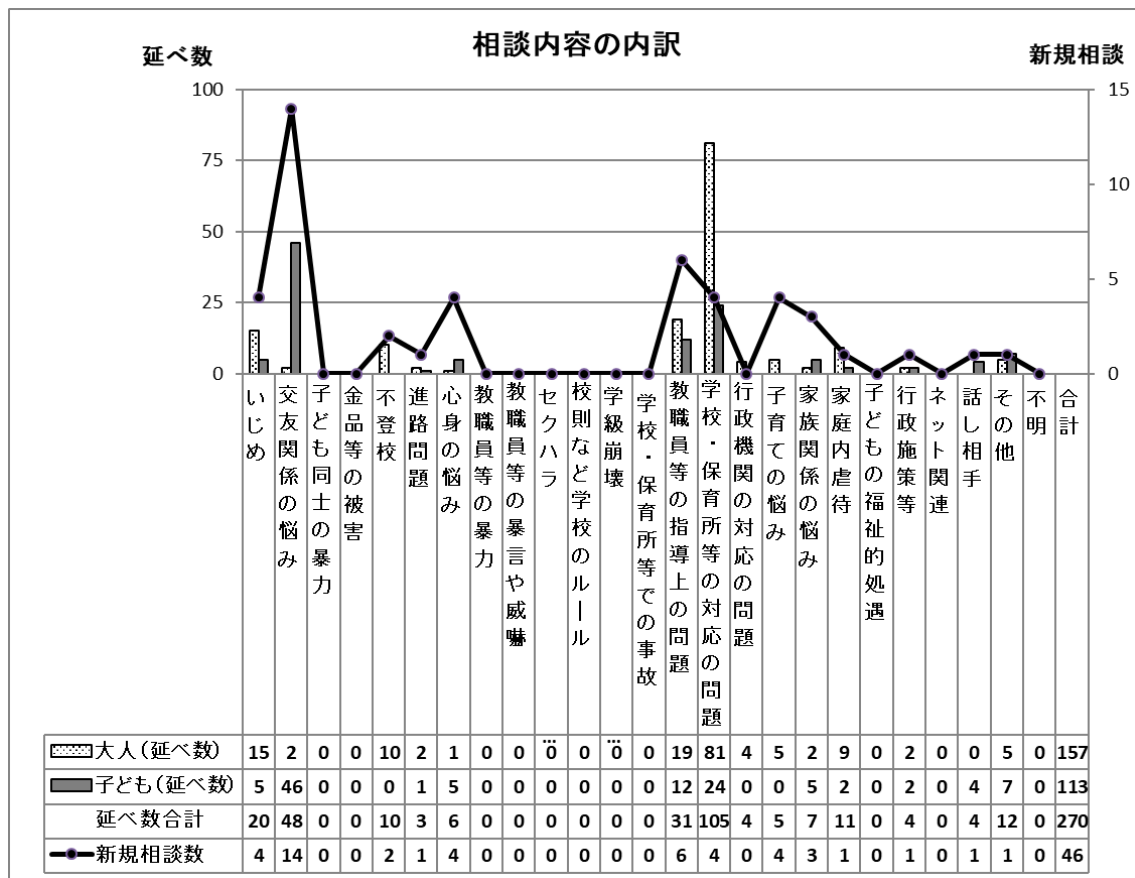
※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

## (6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、46件中、交友関係の悩み14件、次いで、教職員等の指導上の問題6件、いじめ、心身の悩み、学校・保育所等の対応の問題、子育ての悩みが4件と続きました。

延べ相談内容としては、270件中、学校・保育所等の対応の問題105件、次いで、交友関係の悩み48件と続きました。

【令和4年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けています。

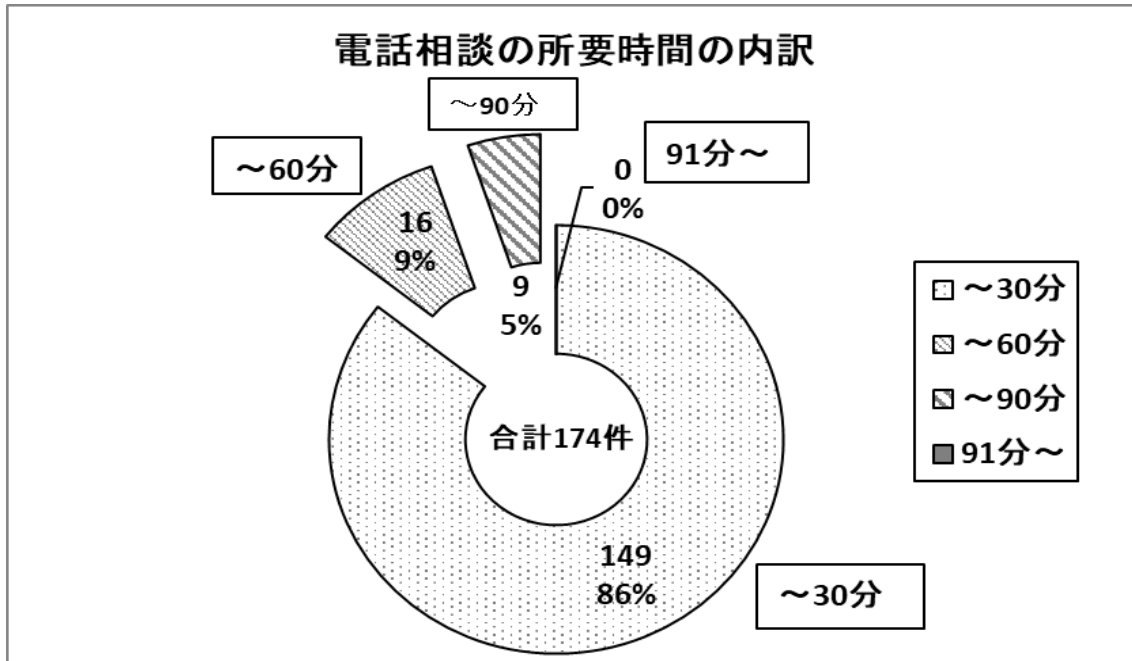
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合があります。

### 3 相談の所要時間等

#### (1) 電話相談の所要時間の内訳

30分以下の電話相談が全体174件のうち、149件(86%)、次いで、60分以下16件(9%)でした。1時間(60分)を超えての相談が9件(5%)ありました。

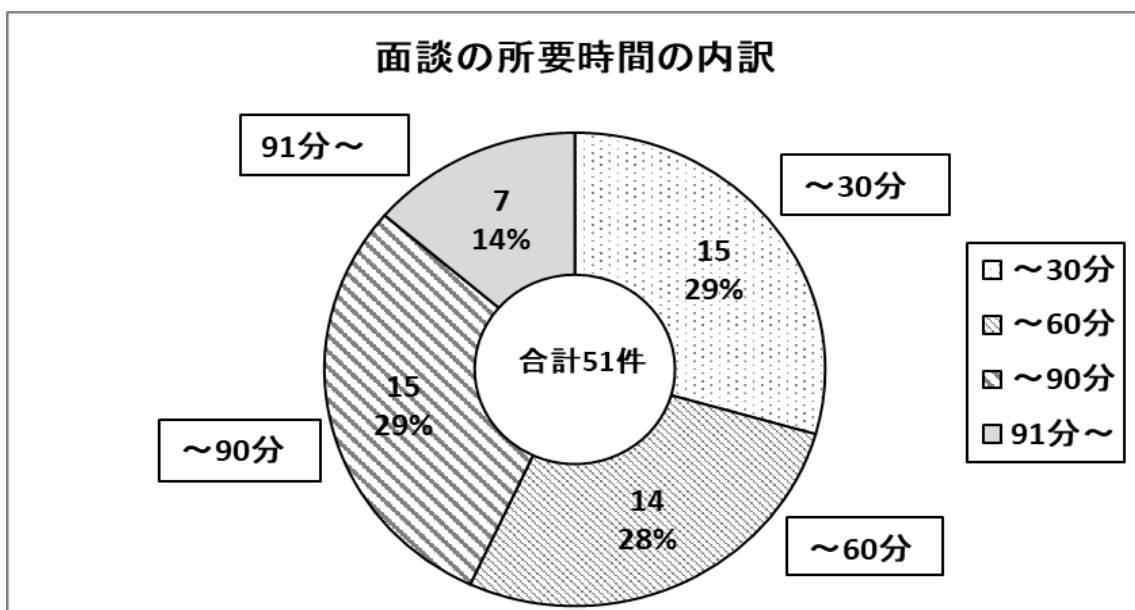
【令和4年度・電話相談の所要時間の内訳】



#### (2) 面談の所要時間の内訳

面談対応51件のうち、30分までと90分までの面談相談が最も多く15件(29%)、次いで60分までの面談相談は14件(28%)でした。

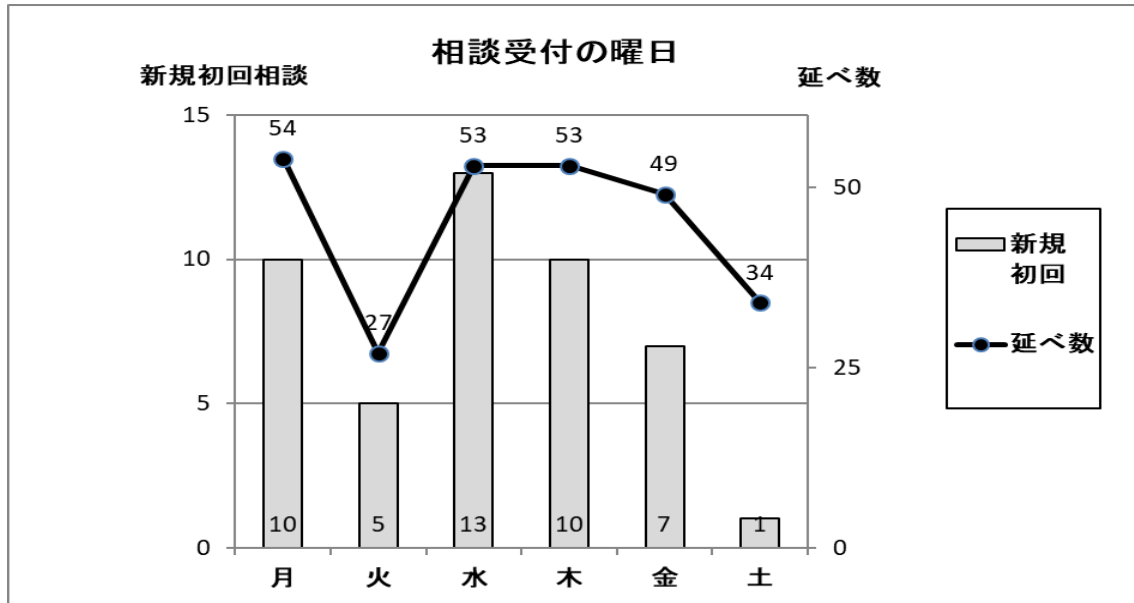
【令和4年度・面談の所要時間の内訳】



### (3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 46 件のうち、水曜日が 13 件と多く、次いで月曜日と木曜日が 10 件と続きました。延べ相談件数 270 件のうち、月曜日が 54 件、次いで水曜日と木曜日が 53 件でした。

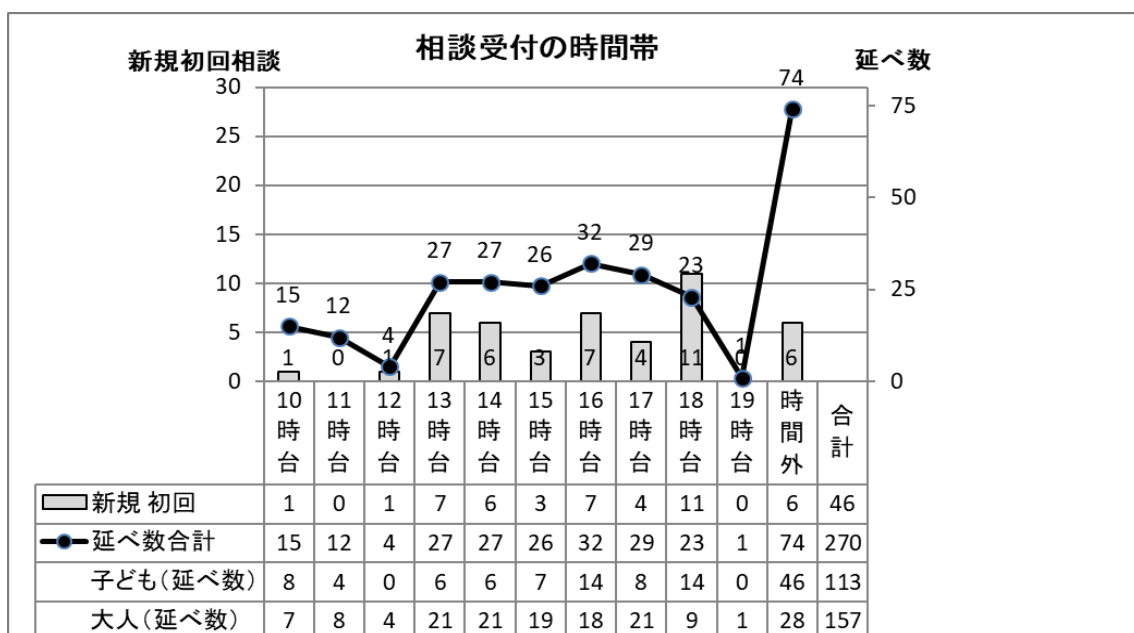
【令和 4 年度・相談を受け付けた曜日】



### (4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で受付の時間帯は、46 件のうち、18 時台が 11 件と最も多く、次いで 13 時台と 16 時台が 7 件でした。延べ相談件数 270 件のうち、時間外が 74 件と最も多く、次いで 16 時台が 32 件ありました。

【令和 4 年度・相談を受け付けた時間帯】



※手紙による相談は時間外としました。



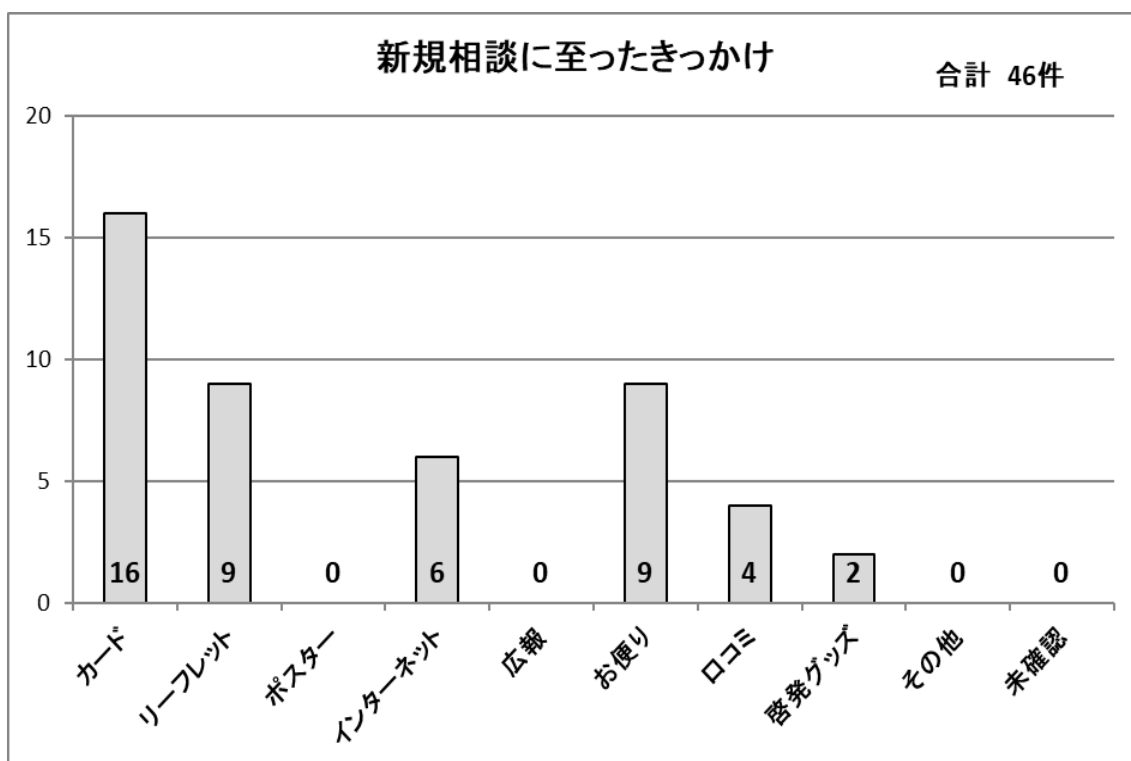
#### 4 相談へのきっかけ

##### ■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 46 件のうち、相談に至ったきっかけとして、ダイヤルカードが一番多く 16 件でした。次いで、リーフレットとお便りの 9 件でした。子どもの権利サポート委員会の継続した啓発がきっかけになっていると思われます。

また、学期ごとにお便りの発行や、カード、リーフレット、啓発グッズを市内小中高等学校の児童・生徒へ配布協力をいただいたものが相談のきっかけにつながっています。

【令和 4 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行いました。

※啓発グッズ（小3クリアファイル、小6・中3シャープペンシル）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布しました。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、カード、リーフレット、啓発グッズとともに配布を行いました。

・啓発時期等は、第2章 1 広報・啓発活動一覧に掲載

## 5 委員による活動について

### (1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

#### 開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会会議 ※1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	23
ケース協議 ※2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	23

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合います。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行います。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催としました。

#### ■ 委員会会議議題 ■

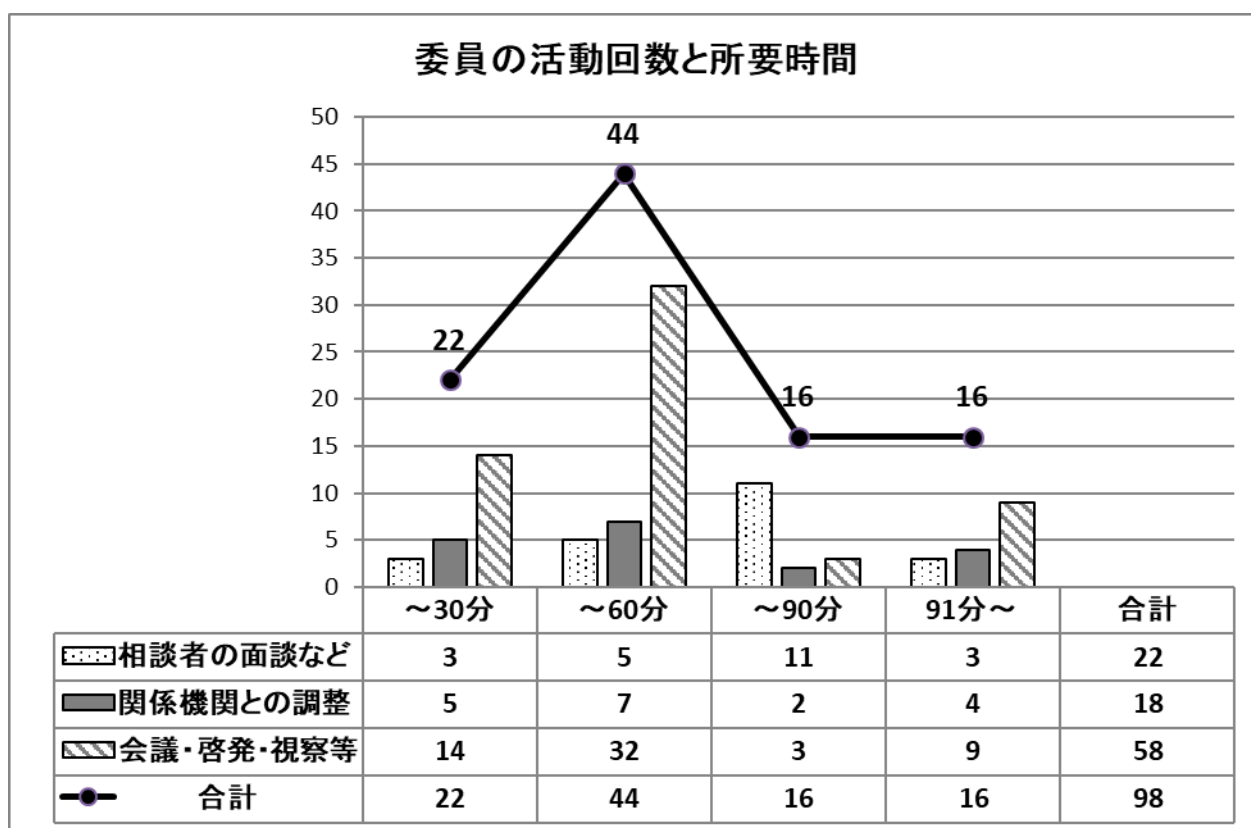
日 程	議 題
4月15日	(1) 令和4年度体制について (2) 令和4年度年間計画について (3) 活動報告書について (4) 市長報告について (5) 活動報告会について
4月25日	(1) 活動報告書について (2) 市長報告について (3) 活動報告会について
5月13日	(1) 活動報告会について
5月30日	(1) 活動報告会について
6月14日	(1) 令和4年6月11日申立て受付について (2) 市長への活動報告について (3) 活動報告会について
6月27日	(1) 令和4年6月11日申立て受付について (2) 活動報告会について
7月13日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会につながるイベントについて (3) 活動報告会について
7月26日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会について
8月9日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会について

8月29日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会について
9月13日	(1) 辞令交付 (2) 調査実施案件について (3) 活動報告会について
9月28日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会について
10月17日	(1) 調査実施案件について (2) 活動報告会について
10月31日	(1) 調査実施案件について (2) 研修会について
11月14日	(1) 調査実施案件について
12月8日	(1) 調査実施案件について
12月23日	(1) 市長への提言について
1月13日	(1) 調査事案のモニタリングについて
1月27日	(1) 調査事案のモニタリングについて
2月9日	(1) 調査事案のモニタリングについて
2月22日	(1) 調査事案のモニタリングについて (2) 子どもの相談・救済に関する関係者会議について
3月10日	(1) 調査事案のモニタリングについて (2) 2023年度の取り組みについて
3月27日	(1) 調査事案について (2) 2023年度の取り組みについて

## (2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や相談者との面談者間機関との調整活動等をされた内容です。

【令和4年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したものです。

・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなど調整活動（代弁等）を委員により行ったものです。

・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの及び、外部講師による研修などを委員が受けたものです。

### (3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

1 件

■発意による調査件数

0 件

■調査件数（※）

1 件

■勧告・要請、意見表明件数

0 件

■公表件数

0 件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

4 案件（案件順）

- ・小学校 5 年生
- ・小学校 6 年生
- ・中学校 3 年生
- ・小学校 4 年生

※ 調査件数 1 件について

児童・生徒に対する不適切指導案件について、調査を実施しました。調査報告書を作成し、その中で、学校や市教委に対して、対応改善を促す意見表明をしました。この調査報告書は、諸般の事情により公表しておりませんが、私たちは今後も主に市教委に対してモニタリングを実施することにしております。

## 6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

### ◆相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース

【相談者】 当時中学1年 男子生徒Aくん

#### 【事例の概要】

両親の離婚により、当該生徒Aくんは父親と離別。母親自身に子育て不安があり、また離別前の夫婦関係において夫からのモラハラ傾向に重ねて、家庭内DVもあった。Aくんも父親からの身体的虐待が原因で、不眠や感情の乱れ等で心療内科を受診するも、定期的に通院することができない状況から薬効も望めないでいた。また医師からは自閉スペクトラム症の診断を受けており、Aくんは相手の気持ちを理解することが苦手なこと、人付き合いがうまくないことにも悩んでいた。中学に入学し当初は部活動に入らないでいたが、X教諭からの声掛けにより部活動に入部し、2学期より競技を始めた。周囲と比べると技術的に劣ることも多いが、日々の練習において真面目に取り組み、努力していた。しかし他の部員から、練習中にAくんがまだ習得していない技術をわざと要求され、「Aはチームとしては使えない、下手くそ」などと陰口を言われた。他にも雑用を押し付ける、無視するなどいじめが行われるようになり、Aくんは部を退部。Aくんと母親が子どもの権利サポート委員会に来室、相談することになった。

#### ① 初回相談

Aくんと母親が子どもの権利サポート委員会に来室。相談員と面談をし、子どもの権利サポート委員会の制度説明を行った。Aくんとサポート委員・相談員との面談も実施し、Aくんの特性に配慮しながら、つらい気持ちを受容・共感することを心がけた。Aくんは「加害生徒とは距離を置きたい、2年時のクラス替えの際には別のクラスを希望したい、安心して学校に通えるようにしてほしい」という思いを語ってくれた。また「学校がどのようにいじめに関して考えているのかを知りたい」という思いを話してくれた。サポート委員が学校に出向き、経緯の聴き取りを行うと同時に今後のAくんへの対応について見解を尋ねることとした。

#### ② 学校訪問において事実確認

Aくんの思いを伝えるため、またいじめ問題の基本方針を伺うため学校を訪問。学校の認識として、Aくんといじめ加害側の主張に齟齬があると考えていたため、加害側への指導を躊躇していたことが分かった。しかしAくんの不安な気持ちや特性を共有したところ、学校としてAくんへの心情把握が充分ではなかったという点を認めた。また本件を「いじめ」として認知した上で加害側に対して追加の聴き取りや指導を行うこと、Aくんの特性についても全教職員で共通理解をし、Aくん本人へのケアを行う旨を言明された。更には学校全体の問題として全職員に周知を図り、支援の方向性や本人に対し

て何ができるかを話し合った上でサポート委員会に報告したいとの意向であった。また学校として不安感の強い母親とのやりとりに、誤解が生まれやすいことを懸念し、SSWの介入を母親に提案したいとのことであった。SSW介入については、Aくんの了承を得た上で他機関（家庭相談員や養護教諭など）の力を借りながら組織的な対応ができる支援体制を学校が組めるよう、サポート委員会からAくんおよび母親に提案してみることとした。学校長は母親に対して事実を説明すると共に学校で辛い思いをさせたことを謝罪したいと意向を示し、今後は丁寧に見守っていくことを約束された。子どもの権利サポート委員会も、Aくんへの寄り添いや母親へのフォローも必要であると考え、学校に対しても寄り添える機関でありたいことを伝え、役割分担を検討した。

### ③ Aくんと面談

学校がAくんの辛かった思いを理解されたこと、学校がいじめ問題を真摯に受け止め、チームとして対応にあたっていくと約束したこと、Aくんには安心して学校に来てもらいたいため、加害生徒たちへの指導や見守りを強化すると明言していたことを報告した。部活動復帰について、Aくんの気持ちを確認したところ、学校外で新たな楽しみを見つけ活動してみたいと話してくれたので、Aくんの思いを尊重した。SSWの介入および他機関の力も借り、Aくんが安心して、登校できるよう考えていることを伝えたとところ快諾された。

### ④ その後の経過

SSWや養護教諭の介入も必要に応じて行われた。学校はAくんの状況について家庭連絡を増やしたところ、母親は学校が親身になっていることを理解し、不安感も解消されていった。子どもの権利サポート委員会も、Aくんが安心して登校できているか、定期的に委員と面談を実施し丁寧に話し合いを続け、相談員は時に母親の不安感にも寄り添った。Aくんからは「サポート委員との面談の際には自分の思いを素直に話すことができ、孤独感が薄まった。サポート委員とはこの件以外でも様々なことで会話が弾み楽しかった。」という感想を聞くことが出来た。結果として表情も明るくなり、安心して登校できるようになった。面談は高校入学後の夏休み前まで続いた。高校生活に於いて、充実した日々を送っていると明るい報告を受けている。

### ⑤ 本事例を振り返って サポート委員会として大切にしたこと

Aくんの悩みや思いと、母親の子どもを思うが故の不安や心配、学校に対する不信が合致せず、親子の思いにズレが生じていたためサポート委員と相談員は、Aくんと母親対応について役割分担を行った。母親の精神的な苦痛や不安に寄り添い共感しながらも、Aくん自身がどう感じているか、Aくんが自分の問題として向き合い解決しようとする力が育つように対応した。Aくんの特性や生育歴から、人との関係を築くことが難しい面もあったが、サポート委員はAくんの揺らぐ言動を否定することは一切せず、しっかり受け止める存在になったことで、Aくんの思いに変化が見えてきた。同時に学校との調整に入る時には、サポート委員会として、学校と共に問題に向き合い、解決したいと

いう姿勢を貫いた。学校側からも「子どもの最善の利益」を共に検討いただけたことで、Aくんにとっても良いフィードバックが出来たと考えている。対応回数は約80回にのぼったが、Aくんの相談を通して、改めて子ども自らの思いを大切に、子ども自身の発言をもとに解決できるよう援助することが子どもの権利サポート委員会として大切にすべきことであると再認識できた。



## ◆相談者と委員または相談員のやりとりの中で解決したケース

**相談者** 高校生（来所相談）

**主訴** 部活顧問教諭の対応について

**相談内容**

バスケットボール部に所属。部の遠征試合で他校に行った際、体育館シューズを忘れてしまった。顧問教諭に「シューズを忘れた」と言うと顧問教諭からは、「今日は見学するように」と指示された。

しかし、どうしても試合に出たかったので、外靴を自分で洗って体育館に入り、「シューズは持ってきた」と嘘を言ったが、顧問教諭に見抜かれ「嘘をつくな、土足で他の学校の体育館に上がることはいけない」と叱責された。

その上で、「反省文を書くように」と言われた。

他の部員から、「反省文は体罰に当たるのではないか」との話が出たため、本人がサポート委員会に相談に来た。

**対応・経過**

相談員は、まず、子どもの声を聴き、子ども自身の考えを尊重するというサポート委員会の流れを説明した。

相談者本人は、試合前日、荷物が重かったので、体育館シューズを家に持って帰ることをしなかったこと、無くて何とかなると思ってしまっていたことなどの話をした。

相談員は、傾聴しながら状況を整理した。また、反省文は体罰には当たらないと話した。

すると、本人から、「悪かった点は反省し、反省文を提出したい」との発言があった。

反省文をどのように書けばいいかについても、本人から相談があったので、相談員は、「誠心誠意気持ちを込めて書くといいですね。一緒に考えましょうか」と伝えたところ、本人は、「自分でできそうです。やってみます」とのことだったので支持した。

その後、本人から、「反省文を部活の先生に提出しました。先生もそれを受け取り、今は、前と変わりなく楽しく部活に参加できています」との電話があった。

---

**相談者** 小学生（手紙相談）

**主訴** 友人関係のトラブル、担任教師との関係

**相談内容**

友だちとけんかした時に、他の友だちが急にけんかのことに首をつっこんできたり、担任の先生が入って、結局、自分の言いたいことが言えなくなってしまう。自分が謝らないといけない。言いたいことも言えていない気がする。

また、担任の先生と話したいが、ゆっくり話すことができない。どうしたらいいですか。など、数回にわたる手紙のやりとり。

#### 対応・経過

友だちが話の中に入ってくることについて、本人の意向を確認したところ、本人が、「友だちと仲良くしていきたい、自分の言い方にもきつく言ってしまう所があったかもしれない」とのことを書いていたので、伝え方を工夫すればお友だちもわかってくれることが多いんじゃないかなと返信した。

また、担任の先生ともっと話したいということについては、本人から、手紙で、「先生に、もっとお話がしたいと書いてみるか、あるいは直接、先生にもっとお話がしたいと思っていることを伝えてみればいいのかもしれない」との言葉があり、本人に成長の様子が見られたので支持した。

やってみて、もう少しまくいかない時は、またサポート委員会に連絡してくださいと返信したところ、本人から、「友だちと落ち着いて話ができるようになった。先生とも話げできた。ありがとうございました」との手紙が届いた。

---

**相談者** 小学生の母（電話相談）

**主訴**お稽古の先生の不適切な言動

**相談内容**

子どもが通っているスイミングスクールの先生が非常に厳しい。

親から見れば、先生は、子どもたちに対し、暴言にも感じるような言葉を使っていることも見受けられる。

そこに通わせることに複雑な思いもある。

子どもは、「スイミングは楽しいからやめない」と言っている。

親としてどうしたらいいかわからない。

**対応・経過**

相談員からは、「お母様にとって先生の言動がどうしても理不尽だと思うのであれば、そのお気持ちを直接子どもさんに伝えて（話して）みるのはいかがですか」とお伝えした。

お母様は、「先生の発言は気になるが、子どもは楽しく通っている。もう少し見守っていきたい」とのことだったので尊重した。

## 第2章 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動一覧

#### 令和4年度 広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法	備考
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第22号）高（第15号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）	
イベント参加	イベントに参加する子ども	7月	「子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル」主催の夏祭りイベントにて、〇×クイズを通した子どもの権利に関する啓発活動や、アンケートを実施。	
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第23号）高（第16号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）	
活動報告会	一般公開	10月	10/29（土）令和3年度子どもの権利サポート委員会活動報告会「子どもと向きあい・ささえ そして育つこと」を実施	当日の内容について期間限定で動画にて公開した
研修会の実施	学校事務職員	11月	学校事務職員対象研修「考えよう！子どもの生活・学びを支える子どもの権利」を実施	
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
手紙フォームの配布	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象者に配布）	
啓発グッズの配布（赤シャープペン）	市内の公・私立小・中学校（計40校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第24号）	市内の公・私立小・中学校・養護学校（計41校）に通う子ども	1月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
広報紙へ掲載	一般公開	年中	広報紙へ掲載（相談窓口一覧）	
HP掲載	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	
Facebook	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	2017年4月から開始

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

## 2 配布物

### ◆周知用カード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)

(中学生・高校生への配布)

◆周知用ポスター

# 宝塚市 子どもの権利サポート委員会

相談を  
聴く

電話でも会いに  
来ても大丈夫だよ

一緒に  
考える

ひみつは守るよ!  
話しはじっくり  
きくよ

調べる  
助ける

解決に向けて関係  
者みんな努力・協力  
してもらおうよ!

ほっとできるように一緒に考えてみませんか?

受付方法: 電話、来所  
受付時間: 月～金曜日 13時～19時  
                  土曜日 10時～17時  
ただし、第1・3火曜日は10時～17時  
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所: プレミア宝塚2階  
〒665 0937 宝塚市売方東の町12番6号

宝塚市ホームページ  
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>



お問合せ  
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局  
TEL 0797-91-2001







# ◆周知用リーフレット

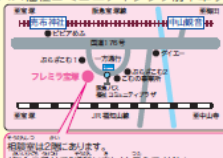
2019

**宝塚市**  
**子どもの権利サポート委員会とは**  
 「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。  
 宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもの通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めていきます。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



宝塚市立宝塚中継  
 フレミア宝塚2階  
**子どもの権利サポート委員会**  
**子どもの権利サポート委員会**  
**のお部屋です。**

**相談するには？**  
**電話をする**  
**0120-931-170**  
 携帯・公衆電話からも無料です  
**会って話をする**  
 直接相談室に来てください。  
 あなたの近くに出かけて行くこともできます。  
**手紙を書く**  
 手紙での相談は下記住所まで送ってください。  
 (くわしくはホームページにて)  
**対象となる人**  
 ○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども  
 ○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者  
 (相談はどなたからでもできます)  
**相談できる曜日と時間**  
 月曜～金曜：昼1時から夜7時まで  
 土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
**場所**  
**フレミア宝塚2階**  
 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号  
 阪急電鉄売布神社・中山観音駅から徒歩10分  
 阪急バス福祉コミュニティプラザ下車すぐ



宝塚市  
**子どもの権利**  
**サポート委員会**



無料相談電話  
 携帯・公衆電話OK  
**0120-931-170**  
 宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索



ひとり なや なん はなし  
**一人で悩まないで、何でもお話してみてね!**  
**ひみつはまもります**

**こんなとき…**

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます  
 自分のことではなく、友達のことでも大丈夫です

**子どもの権利サポート委員会**

**子どもの権利サポート委員会**  
**無料相談専用電話**  
**0120-931-170**  
 子どもの気持ちを一番大切にします。  
 直接相談室にも来てくださいね。

**話してみてね**

- 友だちのこと
- 学校のこと
- 家族のこと
- 自分のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。  
 どんなことでも話してみてね。

**いっしょに考える**

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

**解決**

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ぼつとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。  
 相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いします。

**調べる・協力を依頼する**

- あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

**勧告・意見表明・要請**

- 必要な場合は協力してもらう、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 ボールペン





◆子どもの権利サポート委員会だより





こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年5月発行 第22号~小学校低学年版

みなさん、こんにちは。ゴールデンウィークはどのようにすごしましたか。わたしは、かっている犬とたくさんあそびました。わたしの犬はとってもげんきで、はしりまわっていました。公園はみどりがとてもきれいでお花もたくさん咲いていて外にいと、きもちがよかったです。

子どもの権利サポート委員会ではみなさんからいろいろなおはなしをきかせてもらえたらとおもっています。たのしいこと、ちょっとこまったことなんでもいいです。ひみつはかならずまもります。

たとえば、どんなそうだんがあるのかな？

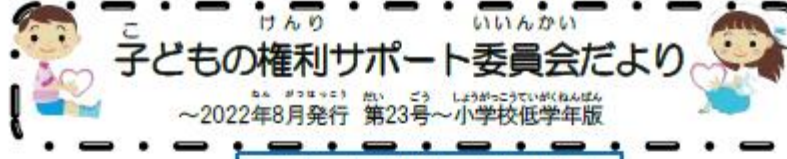
- ★クラスメイトがいじわるしてくる
- ★ついイラっとして、きょうだいにあたってしまった
- ★おこられて、かなしい

どうしたらいいか、わからない  書いてもらいたいことがある	そうだん <b>相談してみよう</b> 子どもの権利サポート委員会では 電話や手紙、会ってお話しができるよ
ゆっくり話せたよ。 ほっとしたよ。 がんばってみようかな。	 サポート 委員会 こんにちは 相談員

☎ **0120-931-170**  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
 〒665-0867  
 (所在地・お手紙あて先)

月~金曜日 13時~19時  
 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時  
 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。




こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年8月発行 第23号~小学校低学年版

**2がっきがはじまりました**

みなさんこんにちは。子どもの権利サポート委員会です。みなさんは、どんな夏休みをすごしましたか。

子どもの権利サポート委員会では、夏休みのイベントで〇×クイズをしました。みなさんは、わかるかな？

もんだい：あなたは せかいでたった一人の たいせつな子どもです。

〇か×か？ 

こたえ：〇

あなたのかわりは だれもいないよ。たいせつだよ。わすれないでね。

さて、みなさんは今、すっきりした気持ちですか？

モヤモヤすることなど、どんなことでもいいので、子どもの権利サポート委員会にお話ししてくださいね。まっています。

**ひみつは  
まもります**

☎ **0120-931-170**  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
 〒665-0867  
 (所在地・お手紙あて先)

月~金曜日 13時~19時  
 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時  
 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。

小学校低学年版



こ けんり いいんかい  
 子どもの権利サポート委員会だより

～2023年1月発行 第24号～ 小学校1・2年生版

あたら とし あたら がつき ことし  
 新しい年になり、新しい学期がはじまりました。今年はず  
 さぎ年ですね。みなさんは、うさぎの耳がなぜ長いか知ってい  
 ますか？うさぎは、速くの音が聞こえるように長い耳をもっ  
 ているんですよ。そして、すばやくびよんびよんはねることも  
 できますね。2023年がみなさんにとって、うさぎのように目  
 にむかって大きくはねる、ジャンプの年になりますように。

わたしたち子どもの権利サポート委員会は、みなさんのことを  
 いつも、おうえんしています。保み保みでも、だいじょうぶ

うさぎクイズ：うさぎの日はいつでしょう？ 答えは次のおたよりかホームページを見てね。

こまったな、どうしよう、きいてほしいな・・・そう思ったら、  
 子どもの権利サポート委員会にそうだんしてみてね。  
 手紙もオッケーです。なんでもはなしてみてください。ひとり  
 でなやまないでね。ひみつは、まもりまします。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 無料相談 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴かせしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は  
 住所と名前を書いてね

こ けんり いいんかい  
 子どもの権利サポート委員会だより

～2023年1月発行 第24号～ 小学校3年生版

新しい年になり、新しい学期が始まりましたね。今年はずさぎ年。みなさんは、うさぎの耳がなぜ長いか知っていますか？うさぎの耳は、いろんな音をすばやくキャッチして、敵から逃げるために長くなっています。長い耳でアンテナのように音を集めることができるのです。そして、うさぎは、大きな後ろ足でびよんびよんすばやくはねることができます。この一年が、みなさんにとって、うさぎのように、いろんな情報を集め、目標にむかって思い切りはねる、ジャンプの年になりますように。応援しています。子どもの権利サポート委員会もうさぎのように、なんでもよく聴く耳を持ってみなさんからの話を待っています。



保み保みでも大丈夫。  
 みなさんにお配りしたクリアファイル、使ってくださいね。相談専用の電話番号が書いてあります。お手紙でもいいですよ。



うさぎクイズ：うさぎの日はいつでしょう？ 答えは次のおたよりかホームページを見てね。

困っていることや悩んでいることがある時、お家の人が留守でさみしい時や必死の時、一人で悩まず気軽に電話してください。お手紙でもいいですよ。うまくいく方法を一緒に考えましょう。ひみつはかならず守ります。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 無料相談 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴かせしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は  
 住所と名前を書いてね

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年5月発行 第22号~小学校高学年版

新学期が始まって1ヶ月がたちましたね。小学校生活にもなれ、将来の夢や目標に向かって勉強に運動にがんばっておられることと思います。低学年のお兄さんお姉さんとして行事の時には責任が出てきたことでしょう。子どもの権利サポート委員会はそんなみなさんをいつも応援しています。でも時には疲れてしまったり辛いこともあると思います。そんな時はひとりで悩まず誰かに相談してくださいね。そしてサポート委員会もみなさんの思いや気持ちを大切に受け止め一緒に解決の方法を考えていきたいと思っています。ひみつは必ず守ります。

子どもの権利サポート委員会ってなんだろう。	友だちのこと、おうちのこと、ちょっときいてもらいたいなど、どんなことでもOK	学年は小学生の相談がやはり多かったよ 小学生 高学年 中学生 小学校
どんなことを相談できるの？ 小学生も相談してるの？	相談員	

たとえば、これまでサポート委員会が聞かせてもらった小学生の声は

- ★嫌なことをしてくるクラスメイトがいます。友だちになりたい気持ちもあるけれど...
- ★人が怒られるところを見ると、じぶんが かなしくなってしまう。
- ★先生から 嫌われているのではないかと 心配。
- ★おにいちゃん(おねえちゃん)だから、いっぱい がまんしなきゃ ダメかな？

子どもの権利サポート委員会では電話・書でお話・手紙・インターネット受付で相談ができます。随時でも相談できるよ。お手紙にお名前や住所と連絡先を書いてね。

☎ 0120-931-170 月~金曜日 13時~19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 (所在地・お手紙あて先) 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年8月発行 第23号~小学校高学年版

なつやす 夏休みが終わり、がっこう 2学期が始まりました。

みなさんこんにちは。子どもの権利サポート委員会です。  
 みなさんは、どんな夏休みを過ごしましたか？  
 子どもの権利サポート委員会では、夏休みにイベントに参加し、子どもの権利O×クイズをしました。  
 例えば、こんな問題です。みなさんは、わかるかな？  
**★あなたは、世界でたった一人の大切な存在だ。Oか×か？**  
**答えは、O**  
 ~あなたは、まちがいない、この世に一人だけの大切な存在だよ。~  
 あなたの周りには、あなたを大切に思う人がたくさんいます。  
 困ったことや悩みごとなど、どんなことでもいいので、子どもの権利サポート委員会に話して下さいね。じょうずに話せなくても大丈夫。ひみつはまもりまします。  
 あなたの気持ちをしっかりと書いて、どうしたらいいかをいっしょに考えていきましょう。詳しくは、お配りしたリーフレットを見てくださいね。  
 まだまだ暑いから体調に気をつけて過ごしてください。

☎ 0120-931-170 月~金曜日 13時~19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 (所在地・お手紙あて先) 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**

～2023年1月発行 第24号～ 小学校4・5年生版

新しい年になり、新しい学期が始まりましたね。今年はうさぎ年。みなさんはうさぎの耳はどうして長いのか考えたことはありますか？実は耳というのは、音を集めるアンテナの役目をしています。広々とした草原で、草を食べるうさぎは、自分をねらって近づいてくる敵から逃れるために、あの長い耳でいろんな音をすばやくキャッチしているのですって！そして、うさぎは、大きな後ろ足でびよんびよんすばやくはねることができます。みなさんにとって2023年が、うさぎのようにアンテナをはって、いろいろな情報を集め、目標に向かって思い切りはねる、飛躍の年になりますように。子どもの権利サポート委員会は、いつもみなさんのことを応援しています。



★うさぎ年にちなんだうさぎクイズです★

次のうち、うさぎに与えてもよい食べ物は何でしょうか？  
 ①パイナップル②チョコレート③タマネギ④アボカド  
 ⇒答えは次のおたよりかホームページを見てね。



休み休み  
 でも  
 大丈夫

困っていることや悩んでいることがある時、お家の人が留守でさみしい時や心無い時、一人で悩まず気軽に電話してください。お手紙でもいいですよ。うまくいく方法を一緒に考えましょう。ひみつはかならず守ります。

☎0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

無料相談

お電話あて先

子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご依頼もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は  
 住所と名前を書いてね

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**

～2023年1月発行 第24号～ 小学校6年生版

新しい年になり、みなさんにとっては、小学校生活最後の学期となりますね。6年間という長い年月を過ごした小学校。残りの小学校生活も元気で悔いのないように過ごしてください。今年がうさぎ年。夜、満月を眺めていると月の中にうさぎが餅つきをしているような影が見えますね。実はこのうさぎ模様に見える正体は落首のかたまりです。月の火山が噴出して長い落首が流れ出しました。月や他の天体がどうなっているのか、みなさんが大人になるころには、月に実際に行って確かめる事ができる世の中になっているかもしれません。楽しみですね。うさぎの耳は長く、いろいろな音をキャッチできるそうです。そして、びよんびよん、すばやく跳ねることができます。みなさんにとって、うさぎのように、いろいろな情報をキャッチして、目標に向かって思い切り跳ねる、飛躍の年になりますように。応援しています。



うさぎ年にちなんだうさぎクイズです！

次のうち、うさぎに与えてもよい食べ物は何でしょうか？

- ①パイナップル②チョコレート③タマネギ④アボカド  
 答えは・・・ホームページを、みてね！



休み  
 休み  
 でも  
 大丈夫

★今回6年生のみなさんにはボールペンをお配りしています。どうぞ使ってくださいね！

困っていることや悩んでいることがある時、お家の人が留守でさみしい時や心無い時、一人で悩まず気軽に電話してください。直接会いに来てくれてもいいです。お手紙でもいいですよ。うまくいく解決方法を一緒に考えましょう。ひみつはかならず守ります。

☎0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

無料相談

お電話あて先

子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご依頼もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は  
 住所と名前を書いてね

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年5月発行 第22号~

みなさん、こんにちは。

ゴールデンウィークはどんなふうにすごしましたか

わたしはかっている犬とたくさんあそびました  
 犬もとってもたのしかったようで、夜はおなかをだして

いびきをかいて、ぐっすりねていましたよ。

さて、この下に子どもの権利サポート委員会のしょうかいを  
 しておきますね。こまったこと、つらいこと、がんばっている  
 ことなど、なんでもおはなしきかせてくれたらうれしいです。

ひみつはぜったいにまもります♪

<p>どうしたらいいか、わからない</p>  <p>きいてもらいたいことがある</p>	<p>相談してみよう</p>  <p>子どもの権利サポート委員会では                  電話や手紙、会ってお話しができるよ</p>
<p>ゆっくり話せたよ。                  ほっとしたよ。                  がんばってみようかな。</p>	<p>サポート 委員会</p>  <p>こんにちは                  相談員</p>

<p>0120-931-170                  (日曜・祝日・年末年始はお休みです)                  〒665-0867                  (所在地・お年紙あて先)</p>	<p>月～金曜日 13時～19時                  土曜日 第1・3火曜日 10時～17時                  宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階                  子どもの権利サポート委員会</p>
--	---

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2022年8月発行 第23号~

夏休みが終わり、2学期が始まりました。

みなさんこんにちは。子どもの権利サポート委員会です。

みなさんはどんな夏休みをすごしましたか？

子どもの権利サポート委員会では、イベントに参加しました。

あなたは世界でたった一人の大切な子どもです。  
 ~あなたのかわりはだれもいないよ。



あなたは、大切な子どもだよ。~

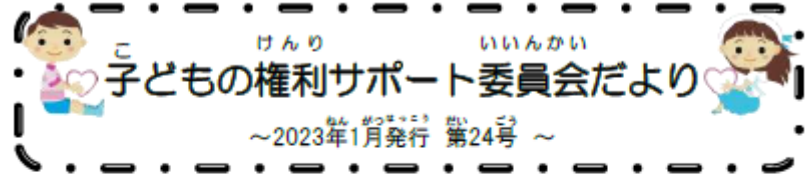
など、子どもの権利についてお伝えする機会となりました。

こまったなあ、話をきいてほしいなどと思ったら、どんなことでも  
 いいので、子どもの権利サポート委員会にお話ししてくださいね。

<p>0120-931-170</p>	<p>月～金曜日 13時～19時</p>	<p>ひみつは まもります</p>
<p>(日曜・祝日・年末年始はお休みです)</p>	<p>土曜日 第1・3火曜日 10時～17時</p>	
<p>〒665-0867 (所在地・お年紙あて先)</p>	<p>宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階 子どもの権利サポート委員会</p>	

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。





あたら とうし しょうがくき ことし  
新しい年になり、新学期がはじまりましたね。今年  
うさぎ年。うさぎは、遠くの音が聞こえるように長い耳を  
もっています。そして、すばやくぴょんぴょんはねること  
もできます。今年がみなさんにとって、うさぎのように  
もくひょう ことし  
目標にむかって大きくなる、ジャンプの年になります  
ように。おうえんしています。こどもの権利サポート  
いいんかい  
委員会も、うさぎのようになんでもよく聴く耳で、  
みなさんからのお話を待っています。



こまったな、どうしよう、きいてほしいな・・・そう思ったら、  
こ けんり いいんかい  
こどもの権利サポート委員会にそうだんしてみてくださいね。  
なんでも話してみてください。ひとりでなやまないでね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
無料相談 お子宛あて係 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴かせしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は  
住所と名前を書いてね

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2022年5月発行 第22号～ 中学生版

こんにちは。子どもの権利サポート委員会です。新学期が始まって、1ヶ月が過ぎました。新しい学年の生活には慣れましたか？

みなさんは、子どもの権利サポート委員会という相談するところを知っていますか？宝塚市の子どもたちが、困ったことや聞いてほしいことがあるとき、なんでも相談できるところです。家族や先生に知られずに相談できます。お名前も書わなくても大丈夫です。あなたが納得できる方法を一緒に探します。よかったら、ダイヤルカードは手元においてください。もしも、困ったときはひとりで悩まず、お話を聞かせてください。



サポート委員会へ新しく寄せられた相談の、6割は、子どもたち自身からの相談なんです。みなさんも、ひとりで頑張らなくて大丈夫。上手に話せなくてもOK

**これまでサポート委員会に届いた子どもたちの声**

- ・ともだち同士が、ないしょ話をしていて、「なに？」ってきいても「なんでもない」って書かれる。
- ・自分が怒られてなくても、人が怒られているところを見たら、つらい気持ちになった。
- ・おうちにいる時間が苦手で、自分が、がんばればいから、自分にも悪いところがあるし。
- ・ともだちが困っているみたい。どうしよう。

あなたの気持ちや考えを大切にしてください。どうしてそう感じたか、一緒に考えましょう。

**クイズ** 次のコミュニケーション手段のうち、サポート委員会へ相談できる方法 4つ はどれでしょう？  
 電話 ・ 手帳通書 ・ 手紙 ・ インターネット受付 ・ 食う ・ トランシーバー  
 ( ヒントは下の枠の中をみてね。答えはホームページと次号のおたよりに掲載します。 )

ひみつは  
まもりま

きょうだい いーなまる

■無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 ■来所相談 フレミラ宝塚2階 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
 ■手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町 12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 窓

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2022年8月発行 第23号～ 中学生版

## 2022年の夏はどんなふうに、過ごしましたか？

ここ数年は、COVID19 感染症対策のために我慢していたこと・できなかったことがあったけれど、「今年はできたね」といったことが、みなさんの周りではいくつかあったのでしょうか？

子どもの権利サポート委員会は、スーパーボールすくいや千本引きなどもあった「子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル」主催の「夏休みだ！いっしょにあそぼう」というイベントに参加しました。お客さんに参加してもらって〇×クイズのコーナーを出店しました。

ここで、クイズの一例を紹介しします。

**子どもの権利〇×クイズ 問題**

あなたは、世界でたったひとりの大切な存在だ。〇か×か？

問題文を読んでみていかがでしょうか？ 正解は「〇」ですね。みなさんには、簡単だったかもしれません。中学生のみなさんは「自分が大切な存在」だと、もう知っていますよね。だけど例えば、誰かから適当に扱われてしまったときや、忙しくて自分の心に余裕がないときなど、「知って」いるのに、「よくわからなく」なってしまうなんてことが起きることがあります。もしかして今、よくわからなくなっている人はいませんか？私たちはみなさんへ、何度でも繰り返しお伝えします。『あなたは、世界でたったひとりの大切な存在です』

まだまだ 暑い日が続いていますね  
 残暑を乗り切っていきましょう

新学期モードに入りたいけど、なんだかしんどいのかも？いつもの自分となんか違うな？と感じることだってあるかもしれませんね。  
 そんなときは、楽しみ予定・目標をたてたり、身近な人に話を聞いてもらったり、好きな音楽を聴いたり、好きな動画を観たり... みなさん、それぞれに対処法があることでしょう。  
 よかったら、子どもの権利サポート委員会でも、お話をすることも試してみてください。話をすることで考えがまとまったり、新しい解決策・方法が見えることがあります。相談室に来てくれてもいいですし、電話やお手紙でもお話ししてください。

0120-931-170 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 月～金曜日 13時～19時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町 12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



# 子どもの権利サポート委員会だより

～2023年1月発行 第24号～ 中学1・2年生版

## 子どもの権利サポート委員会への相談は？例えば

ひとりで悩まないでね。  
お話をさせてね。  
名前を書かなくても大丈夫だよ！

いやなことを書かれてつらいな  
自分でも頑張ってみただけどうまい  
かない。困った・・・  
告げ口みたいになるのは嫌だ。  
でも、誰かに聞いて欲しいな。



クラスの人から嫌なこと書かれて、  
どうしたらいいかわからない・・・



よくお電話してくれましたね。ありがとう。  
安心して相談してください。あなたの気持ちに沿って、  
一番よい解決方法を、一緒に考えましょう。



希望すれば、子どもの権利サポート委員が面談したり、  
あなたと一緒に考えたこと、あなたの気持ちを代弁したり、  
解決に向けて動きかけ、サポートします。



友達、家、学校のことなど、何でもOK！

自分が感じていることを整理できた。／こうしてみたいって考えることができた。／手伝ってもらいながら自分の意見を伝えられた。

大人の考えを押し付けることはありません。あなたのペースでお話してくださいね。クラスメイトとうまくいかない、インターネットに悪口などを書き込まれた、大人からの悪戯に遭った、部活動で部員とトラブルになった・・・などの悩みや、辛い、しんどい、不安、悲しい、どうしたらいいかわからないという気持ちを、誰かに聞いてもらいたい時、子どもの権利サポート委員会に相談やお話してくださいね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

ひみつは  
まもります

お手紙あて先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し

サポート委員会が直接、子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2023年1月発行 第24号～ 中学3年生版

クラスメイトや友人とうまくいかない、インターネットに悪口などを書き込まれた、大人からの悪戯に遭った、部活動で部員とトラブルになった・・・などの悩みや、辛い、しんどい、不安、悲しい、どうしたらいいかわからないという気持ちを、誰かに聞いてもらいたい時、子どもの権利サポート委員会に相談やお話してくださいね。

大人の考えを押し付けることはありません。あなたのペースでお話してくださいね。匿名でも利用できます。

## 子どもの権利サポート委員会への相談は？例えば

なんだか  
うまく伝わらない



ひとりぼっちだ。  
学校が嫌いになりそう



クラスメイトがツラそう  
同調圧力って苦手



いやなことを書かれてつらい。  
自分でも頑張ってみただけどうまい  
かない。困った・・・  
告げ口みたいになるのは嫌だ  
けど、誰かに聞いて欲しいな。



「どうしたらいいかわからない・・・」



よくお電話してくれましたね。ありがとう。  
安心して相談してください。あなたの気持ちに沿って、一番よい解決方法を、一緒に考えましょう。



希望すれば、子どもの権利サポート委員が面談したり、あなたと一緒に考えたこと  
あなたの気持ちを代弁したり、解決に向けて動きかけ、サポートします。



友達、家、学校のことなど、何でもOK！

自分が感じていることを整理できた/こうしてみたいって考えることができた/手伝ってもらいながら自分の意見を伝えられた

おたよりと一緒に、ポータルペンを配布します。ぜひ使って学年に書いてください。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

ひみつは  
まもります

お手紙あて先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し

サポート委員会が直接、子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対を守ります☆多)  
～2022年5月発行 第15号～ 高校生版

ゴールデンウィーク明けのこの時期になると「五月病」が話題になりますね。新しい環境になった4月は全力で頑張っていたけれど大型連休でぶつんと糸が切れてしまっただけで力が抜けてしまうというのが「五月病」だそうです。高校生の皆さんも少なからず感じているかもしれません。

- 気軽に話ができる友達がクラスにいない
- 休み時間やお昼の時間が手持ち無沙汰になって苦痛
- 朝起きるのが辛い
- 学校に通う意味が分からなくなっている
- 登校しようと思うと身体に不調がでる



上の■のほとんどを感じているようなら一人で考えこまず誰でもいいので自分の思いを気軽に話してみてください。誰かに「そっか、そうなんだね」と同意してもらっただけでも気持ちは軽くなると思います。また今はスマートフォンで簡単に音楽を聴くことができますが、その時の気持ちに合う共感しやすい曲を聴くとストレスの緩和に役立つと思います。音楽の世界観から励まされたり、勇気づけられたり…そんな経験ありませんか。「この曲が良かったよ」など誰かと話すことも良いコミュニケーションになるかもしれませんね。高校生のみなさんは勉強にスポーツに本当に頑張っておられると思います。でも無理はせず、心の健康にはくれぐれも留意くださいね。



学校に身近に相談できる先生はおられますか？  
あなたの気持ちを受け止めてくれる大人、お友達はおられますか？  
あなたを守ってくれる、支えてくれる仲間はおられますか？  
辛い時、話をしてくれるだけでも新しい解決策・方法が見つかる場合もあります。  
一人で悩まず抱え込まずサポート委員会に相談してくださいね。  
サポート委員会は秘密を守り、安心して相談ができる環境を整えています。



宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たちばな KDS キッズ > < フェイスブック > で  
サポート委員会を紹介しています。

「どんなところか分からないので相談にいな…」と思われたら  
事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
来所相談 プレミラ宝塚2階 土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市市布東の町12番8号プレミラ宝塚2階 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
子どもの権利サポート委員会 宛

## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対を守ります☆多)  
～2022年8月発行 第16号～ 高校生版

### コラム 夏バテに、暑さ対策に…

2022年の夏は世界各地で記録的な猛暑に見舞われました。中国でもヨーロッパでもアメリカでも、ここ日本でもぐんぐん気温が上昇しました。みなさん夏バテは大丈夫でしょうか？そこで今回は夏バテ対策にオススメなある果物について調べてみました。ギリシャ人とアラブ人はそれを素晴らしい果物と呼んだそうです。ある昔ばなしではインドの哲人はその植物の蔭で休んでその実を食べたので「哲人の実」と呼ばれてきました。なんの果物がわかりますか？答えはバナナです。バナナは果物の中でもミネラルの1つカリウムがとても多く、またビタミンBや食物繊維を多く含んでいて消化も良いので夏バテにぴったりな食品だそうです。100種類以上の品種があるそうですが、知っていましたか？私たちが普段食べるバナナはサンジャクバナナという品種ですが、中南米のホンジュラスには赤ジャマイカと呼ばれる皮が薄くて小さな品種のものが多く見られるそうです。バナナの果糖はとて甘いですが、不思議なことにバナナは太り過ぎの人が食べても度々過ぎの人が食べてもよく、またお腹の調子を整えるのに効果があります。そしてバナナには良質な睡眠誘導とリラックス効果を高めることも期待できます。また運動や勉強・テスト前、何かの大会やコンクール前などにバナナを食べると疲れにくく体調を維持してくれるのだそうです。

この厳しい暑さの中で、色んなことに挑戦したり頑張っている高校生のみなさんも夏バテの頃だと思います。栄養を取り入れ良質な睡眠をとって2学期をスタートすることができますように！



学校に身近に相談できる先生はおられますか？  
あなたの気持ちを受け止めてくれる大人、お友達はおられますか？  
あなたを守ってくれる、支えてくれる仲間はおられますか？  
辛い時、話をしてくれるだけでも新しい解決策・方法が見つかる場合もあります。  
一人で悩まず抱え込まずサポート委員会に相談してくださいね。  
サポート委員会は秘密を守り、安心して相談ができる環境を整えています。



宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たちばな KDS キッズ > < フェイスブック > で  
サポート委員会を紹介しています。

「どんなところか分からないので相談にいな…」と思われたら  
事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
来所相談 プレミラ宝塚2階 土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市市布東の町12番8号プレミラ宝塚2階 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)  
子どもの権利サポート委員会 宛



### 3 活動報告会

◇令和3年度活動報告会

令和4年10月22日(土)開催

○「令和3年度宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告」

委員長 曾我智史(弁護士)

宝塚市子どもの権利サポート相談員

○リレートーク

【コーディネート】宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員 吉田 祐一郎

① 子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル(福住副会長)

② 地域児童館での取り組みから(市立安倉児童館 坂元館長)

③ ミニたからづかに参加して(ミニたからづか中高生スタッフ)

宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告会

子どもと向きあい・ささえ  
そして 育つこと

※新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン開催に変更する場合があります。  
詳しくは「宝塚市ホームページ」よりご確認ください。

日時:2022年10月22日(土) 午後1時~  
場所:フレミラ宝塚3階 会議室

地域で活動している大人や、活動に主体的に参加している子どもの皆さんの声を、リレートーク形式でお届けいたします。大人も子どもも、共に育っていることを感じ、子どもの思いを基盤とした子ども参加の地域活動について考えていきましょう。

Facebook 申し込み方法  
事前申し込み:詳しくは宝塚市ホームページでご確認ください。  
子どもの権利サポート委員会 活動報告会 申し込みフォーム

資料請求:資料請求はご遠慮ください。  
お問合せ:宝塚市子どもの権利サポート委員会 TEL. 0797-71-2001

宝塚市

#### 4 啓発活動

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube 二次元コード)

(おわりに)

## こどもまんなか こどもといきる時代 (いま) これから

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 吉田祐一郎

日本では 2023 年(令和5)年4月1日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法の第1条ではこの法律の目的として「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長する(抜粋)」ことのできる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことが明示されました。同様の規定としては、これまでも日本国憲法で子どもを含めた国民の幸福追求権(第13条)と生存権(第25条)や、児童福祉法第1条の条文上で保障されていました。ただし、その具体的な取り組みは限られており、とりわけ子どもを主体とした公的な取り組みは多くありませんでした。

こども基本法では日本国憲法とともに児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神が元になることが示されています。子どもの権利条約は1989年に国際連合で採択され、1990年には国際条約として発効されました。日本では1994年に批准され、来年の2024年で批准後30年が経過します。

少し話は変わりますが、私は自身の本務で他県にある大学の教育学部で教員養成および保育者養成の担当をしています。学生たちは子どもに教育や発達に関わりたいという想いを持っており、入学前から子どもの教育や生活に関心を持っている様子が認められます。一方で、授業で子どもの権利条約について知っているかを入学後の1年生の学生に毎年聞いていますが、半数以上の学生が子どもの権利条約の存在自体を知らないと答えます。一部の学生は子どもの権利条約や子どもの権利については聞いたことがあるがその内容は知らないと答える学生や、さらに少ない学生が高等学校までの授業で内容まで聞いたことがあると答えています。これは本学の学生に限らず、全国的にも若年層には同じような傾向があると考えられます。この背景には、宝塚市のような子どもからの公的第三者の相談機関を設置している自治体が限られていることや、子どもの権利に関する学習機会が少ないことが要因のひとつであると思います。

これは大きな課題であると考えています。それは子どもの権利条約の第42条で、締約国が子どもの権利条約の原則および規定について成年者および子どもの双方に広く知らせることと示されています。批准後30年が経過した子どもの権利条約ではありますが、条約が子どもに届いておらず、それは成年者にも子どもの権利条約について知る機会がこれまでは限られていたため十分に認知されていないことが推察されます。

さて、本稿および2022年度活動報告会のテーマにもある「こどもまんなか」は、こども家庭庁が取り上げているキーワードです。こども家庭庁は先ほどのこども基本法の施行日と同じ2023年4月1日に設置された省庁で、国をあげてこども政策の推進

を図ることを目的に設置されています。つまり、この「こどもまんなか」は国が総力をあげて進める子ども支援のキーワードとして捉えられているといえます。

ただし、この「こどもまんなか」は何のためにあるのかという本質的な捉えをしていくこと、その上で国だけでなく具体的にこどもまんなかに繋がる取り組みや活動に展開されていくことが大切ではないでしょうか。制度・政策的には国が2023年度中にこども大綱を策定する流れで現在検討が進められています。そしてこども基本法やこども大綱の中で、こども施策の策定についてはこどもの意見の反映をする方針が定められています。それは大きな一歩であるとは言えますが、一方でこどもの想いの聴取の方法、多様な環境で生活している子どもから多様な意見を表明する機会の設定、こどもの意見の反映できる施策づくりに向けた反映の方法や技法など、現時点で十分に整理できていない懸案事項も多く含まれています。

ふたたび本稿のテーマに戻ります。「こどもといきる時代（いま）これから」への想いを述べさせていただきます。子どもはこの時代（いま）に生きるとともに、一人ひとりの子ども期という現在（いま）を生きています。そして“いきる”の漢字の送りは3つを意識しています。そのうちの2つは「生きる」と「活きる」です。生命を維持して生活をするという「生きる」ということは生物的に絶対不可欠なものです。一方で生きることさえできれば人は幸せな生活を送れるかという不十分であるといえます。生きる喜びや充実感、将来性への展望などは問わないからです。つまり生命の維持だけでなく、一人ひとりの幸せな生活づくりをめざすことで、人として生きる喜びを導き出すという、もうひとつの「活きる」に繋がるといえます。これは福祉領域でウェルビーイング（よりよく生きる）といわれます。このことから「生きる」うえで「活きる」ための営みがあることで、初めて「生活」が成り立つといえるのではないのでしょうか。

そうして生きる・活きるためには、一人ひとりの存在が認められ、他者との関係性を感じ取ることができるような自らの“居場所”が有効であると考えられます。その想いを込めた3つめの“いきる”は、一人ひとりの「居る」環境を意図しました。

私たち子どもの権利サポート委員会では、一人ひとりの子ども自身がこの時代（いま）の生活をつくるとともに、それぞれの子どもたちがウェルビーイングを獲得できる活動を進めていきたいと考えています。そのためには子どもたちと“いま”と“これから”について共に考え、子どもたちの3つの“いきる”を応援していくことが大切です。

子どもの権利サポート委員会の活動を含めて、子どもたちに直接届き、必要なサポートすることができる多様な活動や環境づくりを実践していくことから「こどもまんなか」社会を作っていくことが重要ではないのでしょうか。

## 誰も排除されない社会へ みんなで「これから」をつくる

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 宇野田陽子

コロナウイルスが世界中で猛威を振るったこの3年間、多くの人々が孤独や孤立を強いられました。なかでも、子どもをはじめ、意思決定に参加できなかつたり、弱い立場に押しこめられたりしている人たちが、より大きな痛みを強いられました。その破壊力は甚大で、癒えるには長い時間が必要となりそうです。社会に刻印されたこの爪痕は、感染症法上の分類が変わるといような表層的な変化で容易に回復するものではありません。そして、その爪痕は、見えない人には見えなくて、コロナ以前の社会矛盾とも根を同じくするからこそそのわかりにくさもはらんでいます。

そのような時期に発足したのがこども家庭庁です。こども基本法も施行されました。これまで日本は、子どもの権利条約を批准したけれど、条約で謳われた子どもの権利が守られていないとして、長年にわたって繰り返し国連から勧告を受け、国内法の整備を求められてきました。ですから、新省庁の発足と新法の施行は大きな前進です。そもそもの建て付けに問題は多くとも、私たちはこれらを真に実効性のあるものへと育て上げていかなければなりません。

しかし、「こどもまんなか」というフレーズには注意が必要です。法律に書かれている子どもの権利と、日本国内で子どもがおかれた現実が激しく乖離しているからこそ、こうしたイメージ先行の親しみやすいフレーズは、ピントが合っていないけれど心地のよい眼鏡のように、おとなの目を曇らせてしまいそうです。

私たちが取りかからなければならないことは、いったい現場で何が起きているのかを正確かつ謙虚に知り、どんな手立てがほんとうに必要とされているのかを根本的に考えること、そして、おとなも子どもも知恵を出し合って必要な仕組みを構築し、その実現のための財源が確保できるよう厳正な目で国策も含めた無駄と決別し、こども基本法の理念と矛盾するさまざまな現実を生み出している社会問題をひとつずつ克服していこうとすることだと思われまます。そして、それは長い時間を必要とする、きわめて具体的な働きの積み重ねでしかありえません。

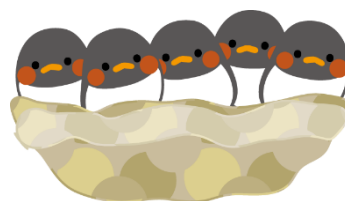
そもそも子どもたちも、自分たちをまんなかにしてほしいと思っているわけではないでしょう。ただ、「ないことにされている私たちの権利を返してください」ということを、自分自身を傷つけたり追い込んだりしながら、ことばにならないことばで切実に訴え続けているのではないのでしょうか。私たちおとなは、これまで子どもが行使してしかるべきだった権利を、子どもに返すことから始めなければなりませんし、そうするためにはおとなの側の自己への問い返し也不可欠です。

日本で2022年に自ら命を絶った子どもの数は514人、1980年の統計開始から初めて500人を超え、過去最多となったことが報じられました。コロナウイルスをき

っかけに深刻化した子どもの抑うつ傾向も改善に時間がかかっているとの調査結果も発表されています。ただ生きているだけの自分が、否定もされず、ことさら肯定もされず、ただあるがままに安心して存在できる場所を、おとなも子どもも求めているはず。そんな関係性や場所がないからこそ人々は苦しみ、孤独感の中で疎外や孤立と直面しているのだと思います。

ですから、いま切実に求められているのは、人間を排除することを許さない社会をめざすことだと私は考えています。誰も排除されない社会になることでしか救われない子どもが、この国にはたくさんいます。そのような社会となった時、子どもは自分が大切にされていることを実感するでしょう。それは、これまで国連・子どもの権利委員会が繰り返し日本政府に求めてきたこととも重なります。

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「全てのこども」が権利を守られ尊重されると謳われています。おとなにとって好ましい存在としての子どもではなく、障害の有無、性別、経済状態、国籍などいかなる属性にも関係なく、すべての子どもの権利を守りぬくという意思表示だと私は理解しています。理念と現実の乖離がいかに大きく、課題が山積しているとしても、諦めずにまずは自分の足元の一步を踏み出す以外に方法はありません。子どもの権利が守られるためには、多分野での連携が必要になることもあるでしょう。子どももおとなも、多様な立場の人々が集まって、みんな考えて、声を聴き合って、対話を続けながら、子どもが「この世の中、まあまあいけてるやん」と思えるような「これから」をみなさんと一緒につくっていきたいです。



## 相談員としてこころがけていること

宝塚市子どもの権利サポート委員会相談員

一人ひとりがかけがえのない存在の子どもたち。子どもが一人の人間として尊重されて、いきいきと成長していくことができるよう、子どものために何ができるかについて、子どもに関わる様々なおとな・専門職・関係機関が、たゆまぬ努力を重ねていると思います。

わたしは子どもの権利サポート委員会の相談員として、子どもの声に耳を澄ますことを特にこころがけています。子どもの思い・考え・意見、子どもの声をきちんと聴くプロセスが、子どもを一人の人間として大切にすることにつながると考えています。

子どもの権利サポート委員会の相談は、子どもたちの声から始まります。すぐに訴えを口にできる子どももいれば、初めの電話では声を発することができず、2、3回目の電話でやっと声を発してくれる子どももいます。お話しすること自体をまだためらっているような、子どもたちの不安と緊張が伝わる場面でも、わたしたち相談員はじっと耳を澄ませて声を待ちます。またある時は、初めから泣きじゃくってしまって、子どもがなかなか訴えを口にできないこともあります。そんな時でもわたしたちは、言葉なき訴えから、子どもの思いをくみ取るように努めます。それでも相談員としては、きちんと子どもの声を聴くことができたのか、待つことができているかと自問する日々です。

相談には、おとなの声が寄せられることがあります。中には、「自分の考えは子どもの考えを代弁したもの」として相談されることもあります。しかしわたしたちは、敢えて「子ども自身の直接の声」を待ちます。たとえ親子であっても、それぞれ別の人格の持ち主だからです。相談の機会は、子どもにとって「人格を尊重される体験」をする機会の一つであると考えています。

権利や人格や尊厳などは、大切な価値概念です。それには色も形も質量もありません。それらは、尊重されて享受できているときに、少しだけ存在感を現わすもののように思っています。「初めまして」から始まる子どもたちと相談員との関わりにおいて、権利や人格や尊厳などの価値概念は有効であると感じています。

あなたは「あなた」自身でよいということ、他人にとってどの程度の困りごとかではなく「あなた」にとってどう辛いのか、いまの「あなた」の願いを尊重したい…そういったメッセージを込めて、子どもに「あなた」は尊厳のある個であり、固有の人格があり、権利主体として尊重されるべき存在であることを、会話や対応の中から少しでも実感として受け取ってもらえるように努めています。

そうした会話を通じて、子どもたちが、周囲への安心感や自分自身への信頼感を少しずつ取り戻してくれることがあり、そのような時の子どもたちは、またもう一度、心からの声を届けようともしてくれます。

子どもたちとともに考え、ともに行動していく中で、子どもたちから届けられた言葉や気づきを大切に、響き返すことができるような相談員でありたいと思います。





## <参考資料>

### ◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

#### I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

##### 1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

##### 2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

##### (1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

## **(2) パブリックコメントの実施**

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

## **(3) 子ども審議会からの答申**

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

## **3 子どもの権利サポート委員会条例制定**

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

## Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

### 1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

### 2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。  
※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

### 3 相談体制

（委員）3人（弁護士・社会福祉士） 曾我 智史  
（任期令和4年（2022年）9月1日から  
令和6年（2024年）8月31日まで）  
（大学准教授：社会福祉士） 吉田 祐一郎  
（任期令和4年（2022年）9月1日から  
令和6年（2024年）8月31日まで）  
（言語聴覚士・精神保健福祉士） 宇野田 陽子  
（任期令和5年（2023年）6月1日から  
令和7年（2025年）5月31日まで）  
※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（会計年度任用職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、  
土および第1・3火 10：00～17：00  
（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙  
（場 所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2階  
（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

### 4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的の実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



## 5 相談・救済の流れ

### 1 相談方法

- 電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）<sup>きゅ-さい い-なまる</sup>で受けています。
- 来所相談 フレミラ宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来てもらってお話しをお聴きしています。
- 手紙相談 お手紙フォームやまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、お返事の方法（手紙により返信するなど）にて、相談のお返事をしています。
- インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

### 2 相談できる人

- 子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

### 3 相談・救済の流れ

- 最初に相談員がお話しをお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。相談者が自身でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

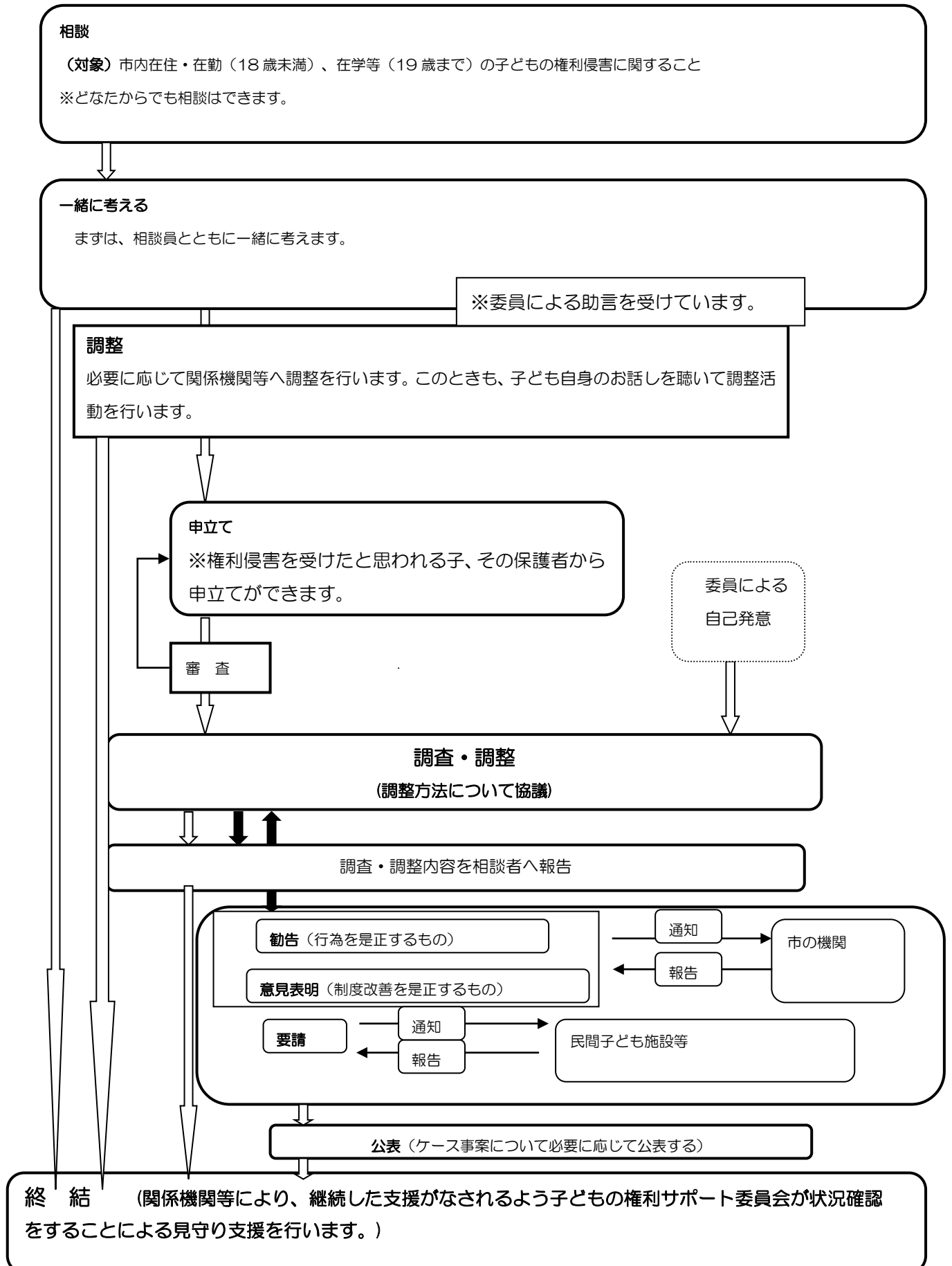
相談者には、自身でやってみたことがうまくいかなかったりなど、悩むことがあればまた話しを聴かせてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- 相談内容を相談員から報告し、子どもの権利サポート委員による助言を受け、委員による面談を行ったりしたのち、調整活動等を行います。

- 子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- 当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査実施等を行ったり、改善の要望や意見表明などを行います。

## 子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



### Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るものの中から、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。



(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

(1) 議会の権限に属する事項であるとき。

(2) 裁判係争中の案件であるとき。

(3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。

(4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなるものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号  
フレミア宝塚2階

TEL 0797-91-2001 (事務局)

TEL 0120-931-170 (相談専用電話)

